

ゼロエミッション地区創出プロジェクト実施要綱

(制定) 令和7年10月17日付 7 環総政第404号

(事業の目的及び概要)

第1条 2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年カーボンハーフ、その先の2035年も見据えて、先進的な脱炭素化対策を標準装備させた実効性の高い取組を、一定のエリアで「面的」に推進する必要がある。

東京には、次世代再エネ技術の活用やAIを活用した先駆技術、スタートアップの集積など、面的な脱炭素化を実現するポテンシャルが豊富に存在している。こうしたポテンシャルを活かしつつ、地域独自の取組と東京都（以下「都」という。）の重点施策を一体的に展開していくゼロエミッション地区を創出することを目的として、「ゼロエミッション地区創出プロジェクト」（以下「本事業」という。）を実施する。

別に定めるゼロエミッション地区創出プロジェクト募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき、ゼロエミッション地区に選定された都内の区市町村に対し、ゼロエミッション地区に導入する脱炭素化対策に資する設備の設置等に係る経費の一部を補助する。

(要綱の目的)

第2条 この要綱は、都が前条の事業目的を踏まえ行う、本事業の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再エネ特措法 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）
- 二 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再エネ特措法第9条第4項により認定された発電事業に用いるものを除く。）
- 三 再生可能エネルギー熱・温度差熱・地中熱利用設備 太陽熱、地中熱、バイオマス熱、未利用熱、温泉熱を利用する設備及びその附属設備
- 四 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 五 環境価値 再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値

- 六 リース契約 本補助金の交付対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次の（１）及び（２）に掲げる要件に該当するものをいう。
- （１）借主が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該リース物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。
- （２）借主が本補助金の利益を受けられるよう、リース料金から補助金相当分が減額されていること。
- 七 リース事業者 リース契約に基づき、補助対象設備のリースを行う者
- 八 中小企業者 民間企業及び個人事業主のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす者
- 九 中小規模事業所 前年度の原油換算エネルギー使用量（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）第4条第1項の原油換算エネルギー使用量をいう。）が1,500kl未満の事業所（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第5条の7第8号に規定する指定地球温暖化対策事業所及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事務所、営業所等を除く。）
- 十 機能性ＰＶ 太陽光発電システムのうち、優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定に係る実施要綱（令和6年10月22日付6都環公地温第3845号）第7条第2項の規定に基づき、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が認定したもの
- 十一 地域活性化につながる再エネ設備 地産地消型再生可能エネルギー発電設備のうち、地域経済の活性化や地産地消によるレジリエンス向上等につながる営農型太陽光発電又は廃材等を利用したバイオマス発電及びそれに併設する蓄電池
- 十二 電気自動車 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）
- 十三 プラグインハイブリッド自動車 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車
- 十四 燃料電池自動車 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車

- 十五 ZEV 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車
- 十六 ハイブリッド自動車 内燃機関を有する自動車で併せて電気を動力源として用いる検査済自動車であって、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成 25 年 3 月 1 日経済産業省国土交通省告示第 2 号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ自動車の燃費性能の評価及び公表に関する実施要領（平成 16 年 1 月 30 日国土交通省告示第 61 号）で定める令和 2 年度燃費基準 20% 向上達成レベル以上の低燃費性能を持つ自動車
- 十七 乗用車 道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 35 条の 3 第 12 号の用途において乗用自動車等と分類されている自動車
- 十八 非ガソリン乗用車 ZEV 及びハイブリッド自動車の乗用車
- 十九 給電機能 クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「CEV 規程」という。）に基づく外部給電器及び V2H 充放電設備を経由し、又は車載コンセント（AC100V/1500W）から電力を取り出せる機能
- 二十 東京ゼロエミ住宅 東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号）に基づき、令和 6 年 10 月 1 日以降に同要綱第 9 条に掲げる設計確認審査の申請を行い、かつ、東京ゼロエミ住宅の認証を受けた住宅であって、単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計が 2,000㎡未満のもの

（本事業の具体的な内容）

第 4 条 ゼロエミッション地区の選定、設備等補助、進捗管理・伴走支援については次のとおりとする。

一 ゼロエミッション地区の選定

都は、募集要領に基づきゼロエミッション地区を選定する。

二 設備等補助

都は、本要綱の定めに基づき、補助対象設備の導入等に対する補助を行う。

三 進捗管理・伴走支援

都は、第一号において選定されたゼロエミッション地区で実施する事業について、適切に進捗管理を行う。

また、ゼロエミッション地区としての目的を実現できるよう、区市町村と協議しながら伴走支援を行う。

（補助対象事業）

第 5 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 ゼロエミッション地区のGHG（エネルギー起源二酸化炭素・廃棄物起源二酸化炭素・フロン等）排出量削減に資する取組であること。
- 二 各種法令等に準拠した設備を導入する事業であること。

（補助対象者）

第6条 補助対象者は、募集要領に基づき、ゼロエミッション地区に選定された区市町村とする。

（補助対象設備等）

第7条 補助対象設備等は、別表に掲げる要件（ア）から（チ）までを満たすものとする。ただし、本事業以外で都の資金を原資とする補助金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

（補助対象経費）

第8条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条に規定する補助対象設備等に要する経費のうち、次のとおりとする。

- 一 調査・設計費（補助対象事業の実施に必要な調査・設計等に要する費用をいう。）
- 二 設備費（補助対象事業の実施に必要な設備の購入、製造、据付等に要する費用をいう。ただし、土地の取得及び貸借に要する費用を除く。）
- 三 材料費・工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管等の材料及び配電等の工事に要する費用をいう。）
- 四 システム構築費（補助対象事業の実施に必要なシステムの設計、開発及び初期設定に要する費用をいう。）
- 五 改修費（受変電設備、機械式駐車場パレット及びシステムの改修に要する費用をいう。）
- 六 諸経費（電気、水道又はガスに係る工事負担金及び系統接続に要する費用をいう。）
- 七 通信費（冷凍空調機器に取り付けたIoT機器から運転データ等を記録し、漏えい等の異常を診断、検知するための監視センターと通信を行うための費用をいう。ただし、補助対象技術を新規に導入し、当該経費に係る通信を開始した日から1年を経過する日までの費用に限る。）
- 八 サービス利用費（監視センターにおいて収集した運転データ等から、冷媒の漏えい等の異常を診断、検知し、当該機器の管理者等に対して通知をするための費用等をいう。ただし、補助対象技術を新規に導入し、当該経費に係るサービスを開始した日から1年を経過する日までの費用に限る。）

九 その他事業の推進に係る費用（補助対象事業の普及啓発及び執行事務に必要な費用等をいう。）

（補助金額）

第9条 補助金の交付金額（以下「補助金額」という。）は、第8条に規定する補助対象経費の3分の2以内の額とする。

- 2 補助金額の上限額は、補助事業につき 1,000,000,000 円とする。
- 3 公共施設への補助金額の上限額は、300,000,000円とする。
- 4 補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（本事業の実施体制）

第10条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、補助金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - （1）第二号の基金を原資として、第4条から前条までに規定する補助金の交付を行うこと。
 - （2）補助金の交付対象となる区市町村に対する指導及び助言を行うこと。

（本事業の実施期間）

第11条 本事業の実施期間は令和7年度から令和12年度までとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は、別に定める。

附則（令和 7 年10月17日付 7 環総政第404号）

この要綱は、令和 7 年 10 月 20 日から施行する。

別表（第7条関係）

（ア）太陽光発電設備

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人（ともに区市町村からの間接交付に限る。以下同じ。）
交付上限	【都内住宅】 a 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の補助金額の単価をいう。） （a）太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合 次の①又は②のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの補助対象経費の合計金額を上限とする。 ① 1棟当たり360,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり360,000円） ② 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額 （b）太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超える場合 太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの補助対象経費の合計金額を上限とする。 b 既存単価（住宅建築後に設置する場合の補助金額の単価をいう。） （a）太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合 次の①又は②のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの補助対象経費の合計金額を上限とする。 ① 1棟当たり450,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり450,000円） ② 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額 （b）太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの補助対象経費の合計金額を上限とする。 c 架台設置経費 （a）a又はbで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額。ただし、架台の補助対象経費の合計金額を上限とする。 d 防水工事経費

	(a) 陸屋根の住宅の建築後に太陽光発電システムの設置に伴い架台を設置し、及び防水工事を施工する場合において、bで定める単価に加えて交付するものとし、太陽光発電システムの発電出力に180,000円を乗じて得た額。ただし、防水工事の補助対象経費の合計金額を上限とする。 e 機能性PV (a) a又はbで定める額に加えて交付するものとし、優れた機能性を有する太陽光発電システムに関する基準（令和7年1月14日付6環気環第409号。以下「機能性PV基準」という。）に定める機能性の区分に応じ、次に掲げる金額を当該機能性PVの発電出力（当該機能性PVが太陽電池モジュールである場合にあっては、当該機能性PVを含む太陽光発電システムの発電出力に当該太陽光発電システムの太陽電池モジュールの公称最大出力の合計に占める当該機能性PVの公称最大出力の割合を乗じたものとし、機能性PV基準に定める周辺機器である場合にあっては、当該周辺機器に係る太陽光発電システムの発電出力とする。）に乘じて得た額とする。 ① 太陽電池モジュール 建材一体型（屋根）・太陽電池モジュール 建材一体型（屋根以外）・太陽電池モジュール 防眩型（ガラスレス製品） 80,000 円/kW ② 太陽電池モジュール 軽量型（ガラスレス製品） 80,000 円/kW ③ 太陽電池モジュール 小型（多角形・建材形） 50,000 円/kW ④ 太陽電池モジュール 小型（方形）・太陽電池モジュール 防眩型（ガラス製品）・周辺機器 PV出力最適化（直流電力変換装置以外） 20,000 円/kW ⑤ 周辺機器 PV出力最適化（直流電力変換装置） 10,000 円/kW ⑥ 太陽電池モジュール 軽量型（ガラス製品） 10,000 円/kW ※ただし、太陽光発電システムの補助対象経費の合計金額を上限とする。 f 集合住宅において高圧一括受電に切り替える際の受変電設備は、(a)・(b)のいずれか小さい額とする。 (a) 再エネ高圧一括受電契約により受電する1住戸当たり85,000円 (b) 再エネ高圧一括受電契約により受電する1棟当たり8,500,000円 g 集合住宅において低圧電力一括受電に切り替える際の電力量計及びデータ収集装置は(a)・(b)に定める金額を上限金額とする。 (a) 電力量計
--	--

	再エネ低圧電力一括受電契約により受電する 1 住戸当たり 46,000円 (b) データ収集装置 再エネ低圧電力一括受電契約により受電する 1 棟当たり66,000 円 h リフォーム瑕疵保険等は、1 契約当たり7,000円を上限とする。 i 機器の設置に係る設備費、工事費又はその他事業の推進に係る費用に ついて、国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合に あっては、当該補助金の額と本補助金の交付額の合計額が補助対象経 費を超えない範囲において交付するものとする。 【都内設置（住宅以外）】 a 補助対象事業における補助金の交付金額は、次の各号に掲げる補助対 象事業者の種別（補助対象事業者が共同申請により 2 者以上いる場合 にあっては需要家の種別）に応じて当該各号に掲げる金額とする。 (a) 中小企業者等 ① 補助上限金額又は太陽光発電システムの発電出力に 1 kW 当たり 200,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額。 ただし、地域活性化につながる再エネ設備を導入する場合は、 補助上限金額又は太陽光発電システムの発電出力に 1 kW 当たり 220,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。 ② 補助対象事業につき 200,000,000 円を上限とする。 (b) 区市町村 ① 補助対象事業につき 100,000,000 円を上限とする。 (c) その他（中小企業者等・区市町村以外） ① 補助上限金額又は太陽光発電システムの発電出力に 1 kW 当たり 200,000 円を乗じて得た額のいずれか少ない額。 ② 補助対象事業につき 200,000,000 円を上限とする。 b 補助対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補 助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめ これらを控除した額を補助助成対象経費とする。 【都外設置】 a 再生可能エネルギー発電設備を都外に新たに設置（当該設備による発 電を行う事業者（以下「発電事業者」という。）が当該設備を設置す る場合を含む。）し、当該設備から得られた再エネ電気を都内特定施 設に供給し、及び当該再エネ電気を当該施設で消費する事業にあって は、以下に掲げる金額とする。
--	--

	(a) 特別高圧設備（定格出力が2,000kW以上かつ連系電圧が20,000V以上の設備。ただし、定格出力が上記を満たさない場合であっても、特別高圧での連系が確認できる場合は特別高圧設備とみなす。）の再生可能エネルギー発電設備の場合、発電出力に1kW当たり130,000円を乗じて得た額又は600,000,000円のいずれか小さい額を上限とする。 (b) 特別高圧設備以外の再生可能エネルギー発電設備の場合、発電出力に1kW当たり200,000円を乗じて得た額又は300,000,000円のいずれか小さい額を上限とする。 b 再生可能エネルギー発電設備を都外に新たに設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた環境価値を都内特定施設に供給し、及び当該環境価値を当該施設で消費する事業にあっては、以下に掲げる金額とする (a) 特別高圧設備の再生可能エネルギー発電設備の場合、以下に掲げる金額又は600,000,000円のいずれか小さい額を上限とする。 ① 蓄電池を同時に設置する場合 ・ 発電出力に1kW当たり133,000円を乗じて得た額 ② 単独設置の場合 ・ 発電出力に1kW当たり120,000円を乗じて得た額 (b) 特別高圧設備以外の再生可能エネルギー発電設備の場合、発電出力に1kW当たり200,000円を乗じて得た額又は300,000,000円のいずれか小さい額を上限とする。 c 都外への太陽光発電システム設置において、公共施設に電気又は環境価値を供給する場合にあっては、以下に掲げる金額を上限とする。 133,333,000 円 d 補助対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、a～cにより算定して得た額からこれらを控除した額を補助金額とする。 【Airソーラー（ペロブスカイト太陽電池）】 a 補助対象事業につき、40,000,000 円を上限金額とする。 b 補助対象経費について国又は他の地方公共団体から助成金の交付を受ける場合にあっては、あらかじめこれらを控除した額を補助対象経費とする。
交付要件	a 未使用品であること。 b 新規に設置されるものであること。 c 太陽光発電システムを構成するモジュールが、シリコン系の結晶系若

	しくは薄膜系である場合は、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVm認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。 d 設備の導入に当たって、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。 e 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項により認定された発電事業に用いるものでないこと（都内住宅へ設置する場合を除く。）。また、都内住宅に設置する場合、当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する補助対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。 f 都内住宅に太陽光発電システムを設置する場合、発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。）が50kW未満であること。 g 都内住宅への太陽光発電システム導入に伴い加入する、リフォーム瑕疵保険等は、以下の要件を満たすものとする。 （a）特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に基づき同法第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が契約の引受けを行うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であり、補助対象設備を設置する際に、新規で加入していること。 h 当該設備から得られた環境価値を最大限ゼロエミッション地区内の需要家に供給し、消費すること。また、ゼロエミッション地区内での消費分を含め、環境価値の4分の3以上を都内で消費すること。 i 集合住宅において高圧一括受電に切り替える際には、太陽光発電システム導入に加え、次に定める全ての要件を満たすものとする。 （a）公社が登録した事業者が、次の全ての要件を満たす再エネ電気の高圧一括受電に係る契約（以下「再エネ高圧一括受電契約」という。）を締結し、当該契約に基づき提供する再エネ高圧一括受電
--	--

	サービスを行うこと。 ① 公社が定める期間内に、集合住宅所有者又は管理組合と補助対象者との間で再エネ高圧一括受電契約が締結されたものであること。 ② 都内の集合住宅に(b)に定める要件を満たす受変電設備等が設置され、高圧での電力供給が実施されるものであること。 ③ 契約を締結するに当たり、再エネ高圧一括受電契約を締結する集合住宅所有者又は管理組合に対して、本補助金を申請することが説明されたものであること。また、当該契約金額は、当該補助金額を控除することとし、当該契約を締結する集合住宅所有者又は管理組合に対して、当該補助金額が控除されていることが説明されたものであること。 (b) 受変電設備等は以下に定める要件を満たすこと。 ① 未使用品であること。 ② 都内に新規に設置されたものであること。 ③ 高圧一括受電契約を締結する事業者が設置する受変電設備等であって、次のいずれかの要件を満たすものであること。 ・電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること。 ・計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定を受けた電力量計であること。 」集合住宅において低圧電力一括受電に切り替える際には、太陽光発電システム導入に加え、次の設備の種類ごとに定める全ての要件を満たすものとする。 (a) 電力量計は以下に定める要件を満たすこと。 ① 未使用品であること。 ② 都内に新規に設置されるものであること。 ③ 計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定を受けた電力量計であること。 (b) データ収集装置は以下に定める要件を満たすこと。 ① 未使用品であること。 ② 都内に新規に設置されるものであること。 ③ 電力データを都及び公社に提供可能なものであること。 k 太陽光発電システムの定格総出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値とする。
--	--

	Ⅰ 再エネ設置地域との間で以下に定める関係構築を行うものであること。 (a) 地域活性化につながる再エネ設備を都内に設置する場合は、次の①及び②を満たしていること。 ① 再エネ設置地域の自治体又は自治会等との間で、第3条第十号に規定する地域活性化につながる再エネ設備に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における助成対象設備の利活用に係る協定を締結すること。 ② 次の要件のいずれかを満たしていること。 ・再エネ設置地域の教育機関等において環境教育を実施すること。 ・再エネ設置地域における雇用の創出を図ること。 ・その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。 (b) 再エネ設置地域が都外の場合は、次の①・②を満たしていること。 ① 再エネ設置地域の自治体等との間で、再生可能エネルギー発電設備又はそれに併設する蓄電池に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における補助対象設備の利活用に係る協定を原則締結すること。ただし、自治体が再生可能エネルギー発電設備の設置を認めた場合において、自治体が協定の締結を求めない場合はこの限りでない。 ② 次の要件のいずれかを満たしていること。 ・再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気を、個人事業主にあつては住所等、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内の特定の施設に供給すること。 ・本補助金の交付対象となる設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては住所等、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。 ・補助対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者 に担わせること。 ・再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気の需給管理を再エネ設置地域事業者 に担わせること。 ・再エネ設置地域の自治体等に再エネ電気等を供給すること。 ・その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。
--	---

	【Airソーラー（ペロブスカイト太陽電池）】 Airソーラーについては、上記a及びb並びにeからlまでの要件に加え、次の要件を満たすものであること。 a 設備の導入に当たって、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。 b 令和7年度脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）において、一般社団法人環境技術普及促進協会が委託した性能評価機関の評価を受け、性能要件を満たしたことが確認されたフィルム型Airソーラーモジュールであること。 c 需要地と近接し、50%以上の自家消費率があること。 d 事業に関する積極的な広報・情報発信を実施すること。 e 事業内容や発電量等について都への情報提供が可能であり、当該情報について、個人が特定できないよう加工した上で、第三者へ提供されることや対外的に公表されることに同意できること。
--	--

(イ) その他再生可能エネルギー発電設備（風力・地熱・中小水力・バイオマス等）

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人
交付上限	a 都内に設備を設置する場合、補助対象事業における補助金額の上限は、次の各号に掲げるものとする。 (a) 区市町村 補助対象事業につき 100,000,000 円を上限とする。 (b) 事業者 補助対象事業につき 200,000,000 円を上限とする。 b 都外に設備を設置する場合、補助対象事業における補助金額の上限は、次の各号に掲げるものとする。 (a) 区市町村 補助対象事業につき 133,333,000 円を上限とする。 (b) 事業者 補助対象事業につき 100,000,000 円を上限とする。 c 補助対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめ

	これらを控除した額を補助対象経費とする。
交付要件	a 未使用品であること。 b 新規に設置されるものであること。 c 設備の導入に当たって、再エネ特措法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。 d 補助対象設備の種別ごと、以下に定める要件を満たすものであること。 (a) 風力発電：特になし (b) 水力発電：発電出力が 1,000kW 以下であること。 (c) 地熱発電：特になし (d) バイオマス発電：バイオマス依存率が 60%以上であること。 e 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第 9 条第 4 項により認定された発電事業に用いるものでないこと。 f 当該施設から得られた環境価値を最大限ゼロエミッション地区内の需要家に供給し、消費すること。また、ゼロエミッション地区内での消費分を含め、環境価値の 4 分の 3 以上を都内で消費すること。 g 再エネ設置地域が都外の場合は、以下に定める関係構築を行うものであること。 (a) 再エネ設置地域の自治体等との間で、再生可能エネルギー発電設備又はそれに併設する蓄電池に設けられた給電用コンセントを利用した再エネ設置地域の住民への電気の提供等、非常時における補助対象設備の利活用に係る協定を原則締結すること。ただし、自治体が再生可能エネルギー発電設備の設置を認めた場合において、自治体が協定の締結を求めない場合はこの限りでない。 (b) 次の要件のいずれかを満たしていること。 ① 再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気を、個人事業主にあつては住所等、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する小売電気事業者に卸し、都内の特定の施設に供給すること。 ② 本補助金の交付対象となる設備の設置に係る出資又は融資を、個人事業主にあつては住所等、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地が再エネ設置地域に属する事業者又は再エネ設置地域の住民から受けること。 ③ 補助対象設備に係る施工又は維持管理を再エネ設置地域事業者

	担わせること。 ④ 再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気の需給管理を再エネ設置地域事業者担わせること。 ⑤ 再エネ設置地域の自治体等に再エネ電気等を供給すること。 ⑥ その他公社が認める再エネ設置地域との関係構築を行うこと。
--	--

(ウ) 再生可能エネルギー熱・温度差熱・地中熱利用設備

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人
交付上限	【住宅】 a 設備種別に応じて以下に定める金額を上限金額とする。 (a) 太陽熱利用システム 1 住戸当たりの上限額は次の各号のいずれか小さい額とする。 ① 1 住戸当たり 733,000 円 ② 太陽熱利用システムに係る集熱器の面積（㎡を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。）に 1 ㎡当たり 133,000 円を乗じた額 (b) 地中熱利用システム 地中熱利用システム 1 台当たり 2,000,000 円を上限額とする。 ただし、戸建住宅においては、設置台数の上限を 1 住戸当たり 1 台とする。 (c) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器を更新する場合の補助額は、1 台当たり 133,000 円を上限とする。 (d) 地中熱利用システムに係る機器（地中に埋設された地中熱交換機を除く。） 地中熱利用システムに係る機器を更新する場合の補助額は、1 台当たり 366,000 円を上限とする。 b 機器の設置に係る補助対象経費について、国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額と本補助金の交付額の合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。 【住宅以外】 a 設備導入場所が住宅以外の場合、補助対象事業における補助金額の上限は、次の各号に掲げるものとする。 (a) 区市町村

	補助対象事業につき 100,000,000 円を上限とする。 (b) 事業者 補助対象事業につき 177,777,000 円を上限とする。 b 補助対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめこれらを控除した額を補助対象経費とする。
交付要件	【住宅】 a 補助対象は、補助対象の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。 (a) 太陽熱利用システム ① 未使用品であること。 ② 都内に新規に設置されるものであること。 ③ 集熱器が日本産業規格のJIS A 4112に規定する基準相当の性能を持ち、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるものであること。 (b) 地中熱利用システム ① 未使用品であること。 ② 都内に新規に設置されるものであること。 ③ クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用し、暖房時エネルギー消費効率（定格COP値）が3.7以上であること。 (c) 太陽熱利用システムに係る補助熱源のための機器 ① 未使用品であること。 ② (a)に規定する太陽熱利用システムを設置していること。 ③ 当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。 (d) 地中熱利用システムに係る地中に埋設された地中熱交換機を除く機器（ヒートポンプ等） ① 未使用品であること。 ② (b)に規定する地中熱利用システムを設置していること。 ③ 当該システムを継続して利用するために、更新するものであること。 【住宅以外】 a 当該設備から得られた再生可能エネルギー熱・温度差熱・地中熱を都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）に供給し、当該施設で消費する事業であること。 b 年間発熱量が、当該熱を供給する施設の年間消費熱量の範囲内である

	こと。 c 以下の設備種別ごとの要件を満たすこと。 (a) 太陽熱利用設備 ① 集熱器総面積が10㎡であること。 (b) 地中熱利用設備 ① 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有すること。 ② ヒートポンプを設置する場合は、熱供給能力が 10kW 以上（連結方式の場合は、設備全体の合算値とする。）であること。 ③ オープンループ型でないこと。 (c) 温度差熱利用設備 ① 熱供給能力が 10kW 以上若しくは 36MJ/h 以上であること。 (d) 地熱利用設備 ① 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 15 条の規定による温泉の利用の許可を受けたものであること。ただし、同法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。 ② 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、同法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取の許可を受け、又は同法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けて採取されているものであること。 ③ ヒートポンプを設置する場合は温泉を熱源とする設備とし、加熱又は冷却能力が 10kW 以上であること。 ④ 熱交換器を設置する場合は温泉を熱源とする設備であること。 ⑤ ボイラー設備を設置する場合は以下の要件を満たすものとする。 ・原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。 ・温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。 ・補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。 ・鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。 (e) バイオマス熱利用設備（ただし、離島及びへき地については、②の要件を不要とする。） ① バイオマス依存率が 60%以上であること。 ② バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合は、発
--	--

	電出力が 10kW 以上であること。 (f) バイオマス燃料製造（ただし、離島及びへき地については、③・④の要件を不要とする。） ① バイオマス発電設備又はバイオマス熱利用設備と併せて導入すること。 ② バイオマス依存率が 60%以上であること。 ③ メタン発酵方式の場合、次の要件を満たすこと。 ・ ガス製造量：100 N m³/日以上 ・ 低位発熱量：18.84 MJ/N m³（4,500kcal/N m³）以上 ④ メタン発酵方式以外の場合、次の要件を満たすこと。 ・ 製造量： - 固形化 150kg/日以上 - 液化 100kg/日以上 - ガス化 450N m³/日以上 ・ 低位発熱量： - 固形化 12.56 MJ/kg（3,000kcal/kg）以上 - 液化 16.75MJ/kg（4,000kcal/kg）以上 - ガス化 4.19MJ/N m³（1,000kcal/N m³）以上
--	---

(エ) 蓄電池

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人
交付上限	【戸建住宅・集合住宅】 a 蓄電池を新規に導入する場合 (a) 蓄電池が導入される住宅に、(c)に定める要件を満たす太陽光発電システムが既に設置されている場合又は蓄電池の導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合 補助金の交付金額は、蓄電池の蓄電容量に、1 kWh当たり120,000円を乗じた額とする。 (b) 蓄電池が導入される住宅に、(c)に定める要件を満たさない太陽光発電システムが既に設置されている場合若しくは蓄電池の導入に併せて当該太陽光発電システムを新たに導入する場合又は蓄電池のみを設置する場合（ただし、以下①・②に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約し、当該電力が当該住宅に供給されている場合に限る。） 補助金の交付金額は、蓄電池の蓄電容量に、1 kWh当たり120,000円を乗じた額とする。

	① 令和２年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程 別表３【再生可能エネルギー100%電力調達】①（２）の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー ② 別途都が指定するもの (c) (a) 及び (b) で要件として定める太陽光発電システムは、次の①から③までの要件を全て満たすものとする。 ① 太陽光発電システムを構成するモジュールが、シリコン系の結晶系若しくは薄膜系である場合は、一般財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（ＩＥＣ）のIECEE-PV-FGS制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。ペロブスカイト等の有機系である場合は、一般財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）等が行う性能評価によって、性能要件を満たしていることを確認すること。 ② 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する補助対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。 ③ 太陽光発電システムの発電出力（kWを単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（ＩＥＣ）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第３位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW未満であること。 (d) 都内の住宅に新規に設置し、かつ、地区内のＤＲ実証に参加する場合は、(a) 又は (b) に定める額に100,000円を加算した額とする。 b 蓄電池を増設する場合 (a) 増設する蓄電池の蓄電容量に、１kWh当たり80,000円を乗じた額とする。 (b) 蓄電池の増設に伴い、地区内のＤＲ実証に参加する場合は、(a) に定める額に100,000円を加算した額とする。 c エネルギーマネジメント機器及びＩｏＴ関連機器を導入する場合１戸当たり133,000円を上限額とする。 d 機器の設置に係る設備費、工事費又はその他事業の推進に係る費用に
--	--

	ついて、国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額と本補助金の交付額の合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。 【住宅以外】 a 補助対象事業における補助金の交付金額は、次の各号に掲げる補助対象事業者の種別（補助対象事業者が共同申請により２者以上いる場合にあっては需要家の種別）に応じて当該各号に掲げる金額とする。 (a) 中小企業者等 ① 都内設置（地域活性化につながる再エネ設備を併設）の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 133,000 円を乗じて得た額 ・ 200,000,000円 ② 都内設置（再エネ設備併設）の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 133,000 円を乗じて得た額 ・ 177,777,000円 ③ 都内設置（単独設置）の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 133,000 円を乗じて得た額 ・ 8,000,000円 ④ 都外設置の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 133,000 円を乗じて得た額 ・ 88,888,000円 (b) 区市町村 補助対象事業につき 200,000,000 円を上限とする。 (c) その他（中小企業者等・区市町村以外） ① 都内設置（地域活性化につながる再エネ設備を併設）の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 130,000 円を乗じて得た額 ・ 200,000,000円 ② 都内設置（再エネ設備併設）の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 130,000 円を乗じて得た額 ・ 177,777,000円 ③ 都内設置（単独設置）の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。
--	--

	・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 130,000 円を乗じて得た額 ・ 8,000,000円 ④ 都外設置の場合、次に掲げる金額のうち小さい額とする。 ・蓄電池定格容量に 1 kWh 当たり 130,000 円を乗じて得た額 ・ 88,888,000円 b 補助対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめこれらを控除した額を補助対象経費とする。
交付要件	a 次の全ての要件を満たすものとする（住宅以外では、リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も含む。電動車の駆動用に使用された蓄電池モジュールを二次利用し組み込まれた蓄電システムの場合は、下記に代えて JET リユース電池認証などの第三者機関による証明書などにより当該蓄電システムの類焼に関する安全設計を証明できること。）。 (a) 電力系統からの電気より再生可能エネルギー発電設備からの電気を優先的に蓄電すること。 (b) 定置用であること。 (c) 類焼に関する安全設計について、耐類焼性を有していることの証明書等（JIS C 8715-2、IEC62619 等の類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書（モジュール以上））の提出が可能なるものであること。なお次に登録又は認証されていることが確認できる書類の提出をもって代えることができる。 ① 一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)で事前に登録されているもの ② S-JET 認証が取得されているもの b エネルギーマネジメント機器及び I o T 関連機器を導入する際には、以下の(a)～(c)を満たすこと。 (a) 未使用品であること。 (b) 都内の住宅に既に設置された蓄電池システムに新規で併設するものであること。 (c) 地区内での D R 実証に参加すること。

(オ) その他基盤インフラ設備（熱電融通インフラ・蓄熱設備・エネルギーマネジメントシステム 等）

事業実施 主体	区市町村 民間事業者
------------	---------------

交付上限	【熱電融通インフラ】 a 133,000,000円を上限とする。 【蓄熱設備】 a 150,000,000円を上限とする。 b 補助対象経費に国、地方公共団体、これらに準ずる団体等からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめこれらを控除した額を補助対象経費とする。 【エネルギーマネジメントシステム】 a 「エネルギーマネジメントの推進」を目的に EMS を導入する事業を実施する場合、10,000,000円を上限とする。 b 「高度なエネルギーマネジメントの促進」を目的に EMS を導入する事業を実施する場合、50,000,000円を上限とする。 c 「ERAB」を目的にシステムや DER を導入する事業を実施する場合、12,500,000円を上限とする。 d 補助対象経費に国、地方公共団体、これらに準ずる団体等からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は補助対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、あらかじめこれらを控除した額を補助対象経費とする。
交付要件	【熱電融通インフラ】 a 熱若しくは電力を複数の建物間で融通すること。若しくは、設備を電力系統に接続するものであること。 b 更新又は新規設置であること。 c 未使用品であること。 d 都内の建築物や蓄電池と接続するものであること。 e 本事業において交付決定を受けたコージェネレーションシステム（以下「CGS」という。）又は既存のCGSから発生する熱又は電気を複数の建物間で融通する際には原則として、熱の融通率3パーセント以上又は電力の融通率3パーセント以上であること。この場合、融通率は以下の計算式による。ただし、融通先のエネルギー使用量削減に寄与する等、公社が認めた場合においてはこの限りではない。 熱の融通率 = 融通量（CGSの寄与分）※1 / CGS総排熱回収量 電力の融通率 = 融通量（CGSの寄与分）※2 / CGS総発電量 ※1 融通量（CGSの寄与分） = 融通量 × CGS総排熱回収量 / （その他熱源量 + CGS総排熱回

	収量) ※2 融通量 (CGSの寄与分) = $\text{融通量} \times \text{CGS総発電量} / (\text{系統からの購入電力} + \text{CGS総発電量})$ 【蓄熱設備】 a 調整可能な任意の時間帯において蓄熱を図れる構造・能力を持つもの。(蓄熱材の種類は問わない。) b 定置用であること。 c 未使用品であること。 【エネルギーマネジメントシステム】 a 「エネルギーマネジメントの推進」を目的にエネルギーマネジメントシステムを導入する事業の場合、以下(a)～(h)を満たすこと。 (a) 本事業の実施体制を含むエネルギーマネジメント計画を策定すること。なお、このエネルギーマネジメント計画には本事業により実施するデマンドレスポンス、又はVPP(バーチャルパワープラント)の実施体制を含むこと。 (b) (a)で策定したエネルギーマネジメント計画に基づく取組を少なくとも5年間実施し、更なる需給最適化に向けた取組検討を行うとともに、その内容を報告すること。 (c) (a)で策定したエネルギーマネジメント計画に基づき、デマンドレスポンス、又はVPPに資する範囲において、エネルギー貯留設備を導入又は改修すること。ただし、エネルギー貯留設備の導入又は改修が不要である場合はこの限りではない。 (d) 導入施設で消費されるエネルギー使用量を見える化するためのエネルギーマネジメントシステムを導入すること。 (e) 現時点のエネルギー使用量を即時反映できるものであること。 (f) デマンド単位(30分単位)を可視化できること。 (g) 図表等を用いて可視化すること。 (h) 機器が未使用品であること。 b 「高度なエネルギーマネジメントの促進」を目的にエネルギーマネジメントシステムを導入する事業の場合、以下(a)～(j)を満たすこと。 (a) 本事業の実施体制を含むエネルギーマネジメント計画を策定すること。なお、このエネルギーマネジメント計画には本事業により実施するデマンドレスポンス、又はVPPの実施体制を含むこととし、その実施に務めるものであること。 (b) (a)で策定したエネルギーマネジメント計画に基づく取組を少なく
--	--

	とも5年間実施し、更なる需給最適化に向けた取組検討を行うとともに、その内容を報告すること。 (c) (a)で策定したエネルギーマネジメント計画に基づき、デマンドレスポンス、又はVPPに資する範囲において、エネルギー貯留設備を導入又は改修すること。ただし、エネルギー貯留設備の導入又は改修が不要である場合はこの限りではない。 (d) 導入施設で消費されるエネルギー使用量を見える化するためのエネルギーマネジメントシステムを導入すること。ただし、既に見える化の取組を実施している場合は除く。 (e) 導入されている設備を最適制御するためのエネルギーマネジメントシステムを導入すること。 (f) 現時点のエネルギー使用量を即時反映できるものであること。 (g) デマンド単位（30分単位）を可視化できること。なお、既設のシステムの性能については、本要件を満たすことを要さない。 (h) 図表等を用いて可視化すること。 (i) 機器が未使用品であること。なお、既設のシステムの性能については、本要件を満たすことを要さない。 (j) デマンドレスポンスに資するものであること。 c 「ERAB（エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス）」を目的にシステムや分散型エネルギーリソースを導入する事業の場合、以下(a)～(e)を満たすこと。 (a) 以下のいずれかを満たす事業であること。 ① 2つ以上の事業所等で構築される VPP であること。 ② 市場供出することを目的とした ERAB であること。 (b) VPPを構築する施設のうち、少なくとも1箇所以上で、本事業を利用してエネルギー貯留設備又は再エネ発電設備を導入すること。 (c) 本事業により設備を導入する事業所等を所有又は使用する需要家は、都登録AG（事業者）とERAB契約を締結している又は締結予定であること。 (d) VPP の取組を少なくとも5年間実施し、報告すること。 (e) 導入施設において実施する本事業の実施体制や調整力等を含むVPP の取組に係る計画を策定すること。なお、この ERAB 計画には本事業により実施するデマンドレスポンスなどエネルギー需給の最適化の取組に関する実施体制を含むこととし、その実施に努めるものであること。
--	--

(カ) 車載型蓄電池等（電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・ＥＶバイク）

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人
交付上限	【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 a 以下に定める補助金額を上限とする。 (a) 給電機能を有する車両：200,000 円 (b) 給電機能を有しない車両：100,000 円 b Z E V 普及特別支援制度による補助金額 aの規定にかかわらず、以下の(a)を満たし、かつ、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZ E V乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が(b)の項目を達成する者が製造又は輸入した補助対象車両については、基本補助金額に加え、(b)の項目をいずれか1項目達成するごとに50,000 円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は100,000円を上限とする。なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 (a) Z E V 普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等 補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、Z E V乗用車年間 60 台以上かつ非ガソリン乗用車年間 300 台以上の車両製造事業者等。 (b) Z E V 普及特別支援制度で加算対象となる項目 ① 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZ E V乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「Z E V普及水準」という。）以上の割合であること。なお、Z E V普及水準は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 ② 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。なお、非ガソリン車普及水準は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 ③ 都内において、初度登録又は初度検査されたZ E V乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。

	④ 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。 c 非ガソリン車両ラインナップ評価制度による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車種構成を多種に展開する車両製造事業者等の補助対象車両については、基本補助金額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた補助金額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は100,000円を上限とする。なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 d GX取組評価制度による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車両製造事業者等のGXに関する取組について、該当する評価項目を達成する者が製造又は輸入した補助対象車両については、基本補助金額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた補助金額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は200,000円を上限とする。なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 e 再生可能エネルギー電力の導入による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象者が(a)に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合には、150,000円を基本補助金額に加えた額を上限とし、(b)に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合には、電気自動車は300,000円、プラグインハイブリッド自動車は150,000円を基本補助金額に加えた額を上限とする。 (a) 次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。 ① 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①（2）の環境省が指定する再生可能エネルギー電力メニュー ② 別途都が指定するもの (b) 2kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。また、以下の要件を満たすこと。
--	---

	① 発電出力（kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が2kW以上であること。 ② 補助対象車両の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置、自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること又は当該の位置に自営線で接続されていること。 ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC 61730-1 PV-1 FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが「電気自動車等の普及促進事業」の交付要綱 別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。 f 充放電設備又は公共用充電設備の導入による補助金額 (a) 充放電設備 補助対象者が別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせて充放電設備を導入する場合は、1 口につき補助対象車両 1 台について 100,000 円を補助金額に加算する。ただし、1 口につき補助金額を加算できる補助対象車両は 1 台のみとし、補助対象車両 1 台あたりの加算額は 100,000 円を上限とする。 (b) 公共用充電設備 補助対象者が別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせて公共用充電設備を導入する場合であって、当該設備が普通充電設備の場合は 1 口につき補助対象車両 1 台について 50,000 円、当該設備が急速充電設備又は超急速充電設備の場合は各 1 口につき補助対象車両 1 台について 100,000 円をそれぞれ上限とし、補助金額に加算する。ただし、1 口につき補助金額を加算できる補助対象車両は 1 台のみとし、補
--	---

	助対象車両 1 台あたりの加算額は 100,000 円を上限とする。なお、当該加算が適応されるのは事業者のみとする。 (c) その他 (a) 及び (b) の両方を満たす場合でも、補助対象車両 1 台あたりの加算額は 100,000 円を上限とする。 g 高額車両における補助金額 a から f までの規定にかかわらず、定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が 8,400,000 円以上の車両については、a から f までに基づき算定した補助金額に係数 0.8 を乗じて得た額を上限とする。 h 国からの助成金等を充当する場合には、あらかじめこれらを控除した額を補助対象経費とする。 【燃料電池自動車】 a 以下に定める補助金額を上限とする。 (a) 給電機能を有する車両：1,500,000 円 (b) 給電機能を有しない車両：1,400,000 円 b ZEV 普及特別支援制度による補助金額 a の規定にかかわらず、以下の (a) を満たし、かつ、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及び ZEV 乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が (b) の項目を達成する者が製造又は輸入した補助対象車両については、基本補助金額に加え、(b) の項目をいずれか 1 項目達成するごとに 50,000 円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は 100,000 円を上限とする。 なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は「燃料電池自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 (a) ZEV 普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等 補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV 乗用車年間 60 台以上かつ非ガソリン乗用車年間 300 台以上の車両製造事業者等。 (b) ZEV 普及特別支援制度で加算対象となる項目 ① 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する ZEV 乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV 普及水準」という。）以上の割合であること。なお、ZEV 普及水準は「燃料電池自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。
--	--

	② 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。なお、非ガソリン車普及水準は「燃料電池自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 ③ 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。 ④ 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。 c 非ガソリン車両ラインナップ評価制度による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車種構成を多種に展開する車両製造事業者等の補助対象車両については、基本補助金額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた補助金額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は100,000円を上限とする。なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者ごとの加算額は「燃料電池自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 d GX取組評価制度による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車両製造事業者等のGXに関する取組について、該当する評価項目を達成する者が製造又は輸入した補助対象車両については、基本補助金額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた補助金額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は200,000円を上限とする。なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は「燃料電池自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 e 再生可能エネルギー電力の導入による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象者が(a)又は(b)に定める方法により再生可能エネルギー電力を導入する場合においては、250,000円を基本補助金額に加えた額を上限とする。 (a) 次に掲げる再生可能エネルギー電力メニューを契約していること。 ① 令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネ電力と電気自動車や燃料電池自動車等を活用したゼロカーボンライフ・ワークスタイル先行導入モデル事業）交付規程 別表3【再生可能エネルギー100%電力調達】①（2）の環境省が指定する
--	--

	再生可能エネルギー電力メニュー ② 別途都が指定するもの (b) 2 kW以上の発電出力の太陽光発電システムを設置又は自営線で接続していること。また、以下の要件を満たすこと。 ① 発電出力（kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が2 kW以上であること。 ② 補助対象車両の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置、自動車保管場所証明書（車庫証明書）若しくは保管場所標章番号通知書に記載の自動車の保管場所の位置に設置されていること又は当該の位置に自営線で接続されていること。 ③ 当該太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（IEC）の IEC 61733-1 PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが「燃料電池自動車等の普及促進事業」の交付要綱 別表第2に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。 f 充放電設備の導入による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象者が、別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせてV2H充放電設備を導入する場合は、1口につき補助対象車両1台当たり 100,000 円を基本補助金額に加えた額を上限とする。ただし、1口につき補助金額を加算できる補助対象車両は1台のみとし、補助対象車両1台当たりの加算額は 100,000 円を上限とする。 g 高額車両における補助金額 aからfまでの規定にかかわらず、定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が8,400,000 円以上の車両については、aからfまでに基づき算定した補助金額に係数0.8を乗じて得た額を上限とする。 h 国からの助成金等を充当する場合には、あらかじめこれらを控除した
--	--

	額を補助対象経費とする。 【ＥＶバイク】 a 車両価格（クリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表１で定める定価をいう。）から当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格（ＣＥＶ規程に基づき基礎額として算定される額をいう。ただし、道路運送車両法施行規則第１条第２項に規定する「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和５９年総理府令第４６号）附則第２項に規定する「ミニカー」にあつては、当該車両と同種同格相当のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格として都が設定した額をいう。）及び一般社団法人次世代自動車振興センターがクリーンエネルギー自動車導入促進補助金業務実施細則別表１で定める補助金交付額を減じた額とする。なお、４８０,０００円を上限とする。
交付要件	【電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：a～cを満たすこと】 a ゼロエミ地区選定後に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。 b 初度登録又は初度検査された日に、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規程（以下「ＣＥＶ規程」という。）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。 c 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。 【燃料電池自動車：a～cを満たすこと】 a ゼロエミ地区選定後に初度登録された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。 b 初度登録された日に、ＣＥＶ規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。 c 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。 【ＥＶバイク：a～cを満たすこと】 a ゼロエミ地区選定後に初度登録若しくは初度検査又は、軽自動車届出済証若しくは標識交付証明書の初回発行（以下「初度登録等」という。）が行われた電動バイク（中古の輸入車を除く。）であつて、初度登録等が行われた日から起算して１年を超えないものであること。 b 初度登録等が行われた日に、ＣＥＶ規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。

	c 都内に定置場又は使用の本拠の位置を有すること。
--	---------------------------

(キ) 充放電設備（充電設備・外部給電器・V2H・V2B）

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人
交付上限	【戸建住宅_通信機能付き充電設備（普通充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）】 a 購入価格若しくは経産省補助事業において一般社団法人次世代自動車振興センターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限金額（都が本補助金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）に2を乗じて得た額のいずれか低い方の金額とし、上限は充電設備1基につき200,000円とする。 b 充電用コンセントと同時に外付け通信機器を設置した場合、充電設備及び通信機器の購入金額の合計若しくは経産省補助事業において一般社団法人次世代自動車振興センターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限金額（都が本補助金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）に2を乗じて得た額のいずれか低い方の金額とし、上限は充電設備1基につき200,000円とする。 c 国や他の地方自治体から、当該設備に対する同種の助成金の交付を受けていないこと。 【戸建住宅_通信機能のない充電設備（普通充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）】 a 設備購入費・設置工事費合わせて、上限は充電設備1基につき25,000円とする。 b 国や他の地方自治体から、当該設備に対する同種の助成金の交付を受けていないこと。 【戸建住宅以外_超急速充電設備（出力90kW以上）】 a 設備購入費 (a) 蓄電池付き充電設備の場合、補助対象経費の3分の2に2,233,000円を加えた額を上限金額とする。ただし、購入価格が上限金額を下回る場合は、購入価格を上限金額とする。 b 設置工事費

	(a) 事業用の場合は、1基当たりの工事費又は充電設備の出力(kW)に1kW当たり53,000円を乗じて得た額(公道に設置する場合は6,000,000円、大規模事業所に設置する場合は1,000,000円を加えた額)のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 (b) 公共用・集合住宅用等の場合は、1基当たり10,666,000円とする。 c 受変電設備改修費 (a) 改修費又は4,350,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 d 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費 (a) 導入費又は300,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 e 通信機能付き充電設備導入費 (a) 通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限金額を上回った場合に1基につき、補助上限金額を100,000円上乗せする。 f 既設充電設備撤去費 (a) 同一敷地内に設置するものであって既設超急速充電設備の更新(設備毎の出力増加又は設置基数増加)により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備1基当たり、撤去費の3分の2又は1,333,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 【戸建住宅以外_急速充電設備(出力10kW以上90kW未満)】 a 設備購入費 (a) 蓄電池付き充電設備の場合、補助対象経費の3分の2に2,233,000円を加えた額を上限金額とする。ただし、購入価格が補助上限金額を下回る場合は、購入価格を上限金額とする。 b 設備工事費 (a) 事業用の場合は、1基当たりの工事費又は充電設備の出力(kW)に1kW当たり41,000円を乗じて得た額(公道に設置する場合は6,000,000円、大規模事業所に設置する場合は1,000,000円を加えた額)のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 (b) 公共用・集合住宅用等の場合は、1基当たりの工事費又は充電設備の出力(kW)に1kW当たり40,000円を乗じて得た額(下限
--	--

	900,000 円) のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。なお、1 基当たりの上限は2,060,000 円とする。 c 受変電設備改修費 (a) 改修費又は4,350,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 d 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費 (a) 導入費又は300,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 e 通信機能付き充電設備導入費 (a) 通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限金額を上回った場合に1 基につき、補助上限金額を100,000 円上乘せする。 f 既設充電設備撤去費 (a) 同一敷地内に設置するものであって既設急速充電設備の更新(設備毎の出力増加又は設置基数増加)により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備1 基当たり、撤去費の3 分の2 又は1,000,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 【戸建住宅以外_普通充電設備(出力10kW未満)】 a 設備購入費 (a) 購入価格若しくは経産省補助事業において一般社団法人次世代自動車振興センターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限金額(都が本補助金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。)に2 を乗じて得た額から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金又は購入価格の2 分の1 のいずれか低い方の金額とする。 (b) ただし、h の車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、適用外とする。 b 設置工事費 (a) 設置基数が1 基の場合は、900,000 円(機械式駐車場に設置する場合は1,140,000 円)又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。
--	---

	(b) 設置基数が2基以上の場合は、2基目以降の設置基数に453,000円（機械式駐車場に設置する場合は573,000円）を乗じた額に900,000円（機械式駐車場に設置する場合は1,140,000円）を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 (c) ただし、hの車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、適用外とする。 c 受変電設備改修費 (a) 改修費又は4,350,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 d 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費 (a) 導入費又は300,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 e 通信機能付き充電設備導入費 (a) 通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限金額を上回った場合に1基につき、補助上限金額を30,000円上乗せする。 f 既設充電設備撤去費 (a) 同一敷地内に設置するものであって既設普通充電設備の更新（設備毎の出力増加又は設置基数増加）により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備1基当たり、撤去費の3分の2又は333,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 g 機械式駐車場パレット更新経費 (a) 機械式駐車場に充電設備を新たに設置し、パレットの大型化等の改修が必要な場合、改修費又は1パレット当たり1,400,000円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 h 車両導入と同時申請に係る補助経費 (a) 本事業により車両を導入する場合、普通充電設備の設置後に申請を行うことができる。 ① 設備購入費 ・ 購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限金額（都が本補助金の交付申請を受理した時点のもの）に2を乗じて得た額のいずれか低い方の金額とする。
--	--

	② 設置工事費 ・ 1 基あたり定額200,000 円を補助金額とする。 【戸建住宅以外_充電用コンセント】 a 設備購入費 (a) 購入価格若しくは経産省補助事業において一般社団法人次世代自動車振興センターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限金額（都が本補助金の交付申請を受理した時点のもの。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、国において経産省補助事業又は他補助事業の申請の受理があった時点のものとする。）に2を乗じて得た額から、経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額、経産省補助事業若しくは他補助事業の補助金又は購入価格の2分の1のいずれか低い方の金額とする。ただし、hの車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、適用外とする。 b 設置工事費 (a) 設置基数が1基の場合は、633,000 円（機械式駐車場に設置する場合は1,140,000 円）又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 (b) 設置基数が2基以上の場合は、2基目以降の設置基数に320,000 円（機械式駐車場に設置する場合は573,000 円）を乗じた額に633,000 円（機械式駐車場に設置する場合は1,140,000 円）を加えた合計金額又は工事費のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 (c) ただし、hの車両導入と同時申請に係る補助経費として申請の場合は、適用外とする。 c 受変電設備改修費 (a) 改修費又は4,350,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 d 遠隔制御用エネルギーマネジメント設備導入費 (a) 導入費又は300,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 e 通信機能付き充電設備導入費 (a) 通信機能付き充電設備の導入にかかる設置工事費の補助金額が補助上限金額を上回った場合に1基につき、補助上限金額を30,000 円上乗せする。 f 既設充電設備撤去費
--	--

	(a) 同一敷地内に設置するものであって既設普通充電設備の更新（設備毎の出力増加又は設置基数増加）により充電設備の合計出力が向上する場合、既設充電設備 1 基当たり、撤去費の 3 分の 2 又は 333,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 g 機械式駐車場更新費 (a) 機械式駐車場に充電設備を新たに設置し、パレットの大型化等の改修が必要な場合、改修費又は 1 パレット当たり 1,400,000 円のいずれか低い方の金額から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額とする。 h 車両導入と同時申請に係る補助経費 (a) 本事業により車両を導入する場合、充電用コンセントの設置後に申請を行うことができる。 ① 設備購入費 ・ 購入価格若しくは経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限金額（都が本補助金の交付申請を受理した時点のもの）に 2 を乗じて得た額のいずれか低い方の金額とする。 ② 設置工事費 ・ 1 基あたり定額 200,000 円を補助金額とする。 【外部給電器】 a 533,000 円を上限金額とする。 b 補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の 3 分の 2 の額から当該補助金の額を控除した額を補助対象経費とする。 【V2H】 a 666,000 円を上限金額とする。 b aの規定にかかわらず、発電出力が 50kW 未満の太陽光発電システム及び電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車を V2H の設置と併せて導入し、又は既に導入している場合においては、補助対象経費（補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の額から当該補助金の額を控除した額）とする。ただし、1,333,000 円を上限とする。 c 補助対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費の 3 分の 2 の額から当該補助金の額を控除した額を補助対象経費とする。
--	---

	【V2B】 a 設備購入費 (a) 設備購入費の3分の2又は1,666,000 円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備購入費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備購入費の3分の2又は1,666,000 円のいずれか低い方の額とする。 b 設置工事費 (a) 設備工事費の3分の2又は833,000 円のいずれか低い方の額とする。ただし、経産省補助事業又は他補助事業を受けている場合は、設備工事費から経産省補助事業及び他補助事業の補助金額を差し引いた額又は設備工事費の3分の2又は833,000 円のいずれか低い方の額とする。 c 補助対象経費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額と本補助金の交付額との合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。
交付要件	【充電設備】 a 経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充電インフラ等導入促進補助金において、その事業を実施する一般社団法人次世代自動車振興センターが補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。 b 未使用品であること。 c 都内で使用される充電設備であること。 【外部給電器】 a 購入された日に、CEV規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において、補助金の交付対象の機器となっていること。 b 未使用品であること。 c 主として都内で使用される外部給電器であること。 【V2H】 a 設置された日に、CEV規程に基づき一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象のV2Hとなっていること。 b 未使用品であること。 c 都内の住宅に設置されるV2Hであること。 【V2B】

	a 設置するV2B充放電設備基数以上の電気自動車等の保有、購入契約若しくは、リース契約等によりV2B充放電設備の基数以上の電気自動車等の運用が認められる場合に限る。 b 未使用品であること。 c 都内に設置されるV2Bであること。
--	--

(ク) 水素等関連設備

事業実施 主体	区市町村 民間事業者
交付上限	【共通】 a 補助対象経費に国等補助金を充当する場合にあっては、補助対象経費から国等補助金を差し引いた額に、都補助率を乗じた額とする。 【グリーン水素製造設備（都内）】 a 300,000,000 円を上限とする。 【グリーン水素製造設備（都外）】 a 300,000,000 円を上限とする。ただし、通常時において10Nm³/時間以上の水素製造能力（都外で製造されたグリーン水素を都内において供給に利用する場合にあっては水素供給能力）を有するものに限る。 【グリーン水素貯蔵設備】 a 1 台当たり300,000,000 円を上限とする。 b グリーン水素製造設備及びグリーン水素運搬設備、水素利用設備を設置する事業と重複する設備の設置がある場合は、対象としない。 【グリーン水素運搬設備】 a 1 台当たり300,000,000 円を上限とする。 b グリーン水素製造設備及びグリーン水素貯蔵設備、水素利用設備を設置する事業と重複する設備の設置がある場合は、対象としない。 【水素利用機器】 a 純水素型燃料電池の場合、1 台当たり300,000,000 円を上限とする。 b 水素燃料ボイラー（専焼）の場合、1 台当たり300,000,000 円を上限とする。 c 水素燃料ボイラー（混焼）の場合、1 台当たり300,000,000 円を上限とする。 d 温水発生機（専焼）の場合、1 台当たり300,000,000 円を上限とする。 e 温水発生機（混焼）の場合、1 台当たり300,000,000 円を上限とする。

	f 水素バーナーの場合、の場合、1台当たり300,000,000円を上限とする。 g 水素エンジン発電機の場合の場合、1台当たり300,000,000円を上限とする。
交付要件	【グリーン水素製造設備】 a 以下に定める要件を満たすグリーン水素製造設備を設置する事業においては、都内若しくは都外の事務所等において新たに設置すること。 なお、都外で設置する場合は、都内への水素の供給及び都内での利用を水素製造量の2分の1以上とし、かつ、設置した住所の基礎自治体と連携して自然災害等への対応をとることができる体制を整備すること。 (a) 都内に設置する場合 ① 燃料電池車両又は水素利用機器に燃料として水素を供給するために必要な水素を製造する設備であること。 ② 当該設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内又は事業所外の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。 なお、同一事業所内に太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を既に保有し、かつ、電力として活用可能である場合にあっては、当該発電設備からの電力の供給を受けることができること。 ③ 社会実装段階であること。 ④ 災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給（事業所外で製造されたグリーン水素を都内において供給に利用する場合の設備にあっては供給）を継続できるもの（機能が一部制限される場合も含む。）であること。 ⑤ 未使用品であること。 ⑥ 新規設置又は更新設置であること。 (b) 都外に設置する場合 ① 都内の燃料電池車両又は水素利用機器に燃料として水素を供給するために必要な水素を製造する設備であって、水素の製造量が時間当たり10Nm³以上であること。 ② 当該設備に要する電力の全量相当分を同一事業所内又は事業所外の再生可能エネルギーによる発電設備で賄うものであること。 なお、同一事業所内に太陽光パネルや風力発電等の再生可能エネルギーによる発電設備を既に保有し、かつ、電力として活用可

	能である場合にあっては、当該発電設備からの電力の供給を受けることができること。 ③ 社会実装段階であること。 ④ 災害時等に系統電源が途絶えた場合において、再生可能エネルギーによる発電設備又は蓄電池によって水素の製造・貯蔵・供給（事業所外で製造されたグリーン水素を都内において供給に利用する場合の設備にあっては供給）を継続できるもの（機能が一部制限される場合も含む。）であること。 ⑤ 未使用品であること。 ⑥ 新規設置又は更新設置であること。 ⑦ 都内への水素の供給及び都内での利用を水素製造量の2分の1以上とすること。 ⑧ 設置した住所の自治体などの団体と連携して自然災害等への対応計画を整備すること。 b グリーン水素製造設備を都内に設置する場合にあたっては、当該設備からグリーン水素の供給を受ける燃料電池車両又は水素利用機器を、都内に導入すること（既に導入している場合はこの限りではない。）。）。。 c グリーン水素製造設備を同一敷地外若しくは郊外に設置する場合にあたっては、当該設備からグリーン水素の供給を受ける燃料電池車両又は水素利用機器を、都内に導入すること（既に導入している場合はこの限りではない。）。）。 【グリーン水素貯蔵設備】 a 以下に定める要件を満たすグリーン水素貯蔵設備を整備する事業においては、都内若しくは都外の事業所等において新たに整備すること。 なお、都内への水素の供給量を2分の1以上とすること。 (a) 都内に設置する場合 ① グリーン水素を貯蔵し主に都内で活用するために必要な設備であること。ただし、貯蔵する水素はグリーン水素であること。 ② 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ③ 新規設置は更新設置であること。 (b) 都外に設置する場合 ① グリーン水素を貯蔵し主に都内で活用するために必要な設備であること。ただし、貯蔵する水素はグリーン水素であること。 ② 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ③ 新規設置は更新設置であること。
--	---

	④ 水素貯蔵量の2分の1以上を都内へ供給すること。 【グリーン水素運搬設備】 a 以下に定める要件を満たすグリーン水素運搬設備を整備する事業においては、都内若しくは都外の事業所等において新たに整備すること。 なお、都内への水素の供給量を2分の1以上とすること。 (a) 都内に設置する場合 ① グリーン水素を運搬し主に都内で活用するために必要な設備であること。ただし、運搬する水素はグリーン水素であること。 ② 水素の特性を踏まえた、保安及び安全性を維持できるものであること。 ③ 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ④ 新規設置は更新設置であること。 (b) 都外に設置する場合 ① グリーン水素を運搬し主に都内で活用するために必要な設備であること。運搬する水素はグリーン水素であること。 ② 水素の特性を踏まえた、保安及び安全性を維持できるものであること。 ③ 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ④ 新規設置は更新設置であること。 ⑤ 水素運搬量の2分の1以上を東京都内へ供給すること。 【水素利用機器】 a 以下に定める要件を満たす水素利用機器を設置する事業においては、都内の事業所等において新たに設置すること。 (a) 純水素型燃料電池 ① 定格運転時における平均の総合効率が、低位発熱量基準を適用する場合にあっては60パーセント以上、高位発熱量基準を適用する場合にあっては51パーセント相当以上であること。ただし、発電した電力のみを利用する場合にあっては、低位発熱量基準を適用するときは40パーセント以上、高位発熱量基準を適用するときにあっては34パーセント相当以上であること。 ② 自立分散型電源であり、定置式のものであること。 ③ 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ④ 新規設置又は更新設置であること。 (b) 水素燃料ボイラー（専焼） ① 東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定を受けた設備（補助対象事業の交付決定時までに認定される設備を含む。）である
--	--

	こと。 ② 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ③ 新規設置又は更新設置であること。 (c) 水素燃料ボイラー（混焼） ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が導入するボイラーと同規模の都市ガス等を燃料としたボイラーと同等若しくは以下であること。 ② 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ③ 新規設置又は更新設置であること。 ④ 年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。 (d) 温水発生機（専焼） ① 東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定を受けた設備（助成対象事業の交付決定時までに認定される設備を含む。）であること。 ② 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ③ 新規設置又は更新設置であること。 (e) 温水発生機（混焼） ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する温水発生機と同規模の都市ガス等を燃料とした温水発生器と同等若しくは以下であること。 ② 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ③ 新規設置又は更新設置であること。 ④ 年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。 (f) 水素バーナー ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する水素バーナーと同規模の都市ガス等を燃料としたバーナーと同等若しくは以下であること。 ② 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。 ③ 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ④ 新規設置又は更新設置であること。 ⑤ 水素混焼製品の場合には、年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。 (g) 水素エンジン発電機 ① 燃焼時に排出される窒素酸化物の排出量が、導入する水素エンジン発電機と同規模の都市ガス等を燃料とした発電機と同等若しくは以下であること。
--	--

	② 逆火などの安全対策が十分とられているものであること。 ③ 社会実装段階のものであって、未使用品であること。 ④ 新規設置又は更新設置であること。 ⑤ 水素混焼製品の場合には、年間で水素利用率が10%（体積比）以上であること。
--	--

(ケ) ZEB

事業実施主体	区市町村 民間事業者
交付上限	a 500,000,000円を上限とする。ただし延べ面積 2,000 m²未満は、300,000,000円を上限とする。 b 延べ面積 2,000 m²未満の ZEB Ready は補助対象外とする。
交付要件	a 対象となる建築物は次の (a) ・ (b) のいずれかに該当すること。 (a) 地方公共団体等（地方独立行政法人、公営企業を含む。以下同じ。）の所有する新築又は既存の建築物等 (b) (a) 以外の者が所有する新築又は既存の業務用建築物等（新築の場合は延べ面積 10,000 m²未満、既存建築物の場合は延べ面積 2,000 m²未満に限る。） b 環境性能に関する要件 (a) 建物（外皮）性能について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という。）第 35 条に規定する「建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準等」における外皮性能基準に適合していること及びそれを証するに必要な資料を取得すること。 (b) 一次エネルギー消費量について以下のいずれかを満たすものとする（②は地方公共団体等のみ）。なお、建物の外皮性能や一次エネルギー消費量は、建築研究所計算支援プログラム（WEB プログラム）を使用して算出すること。 ① 建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 50%以上削減すること。 ② 延べ面積 10,000 m²以上の建築物のうち、建築物エネルギー消費性能基準における一次エネルギー消費量に関する基準において、建築物用途ごとに、再エネを除く設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量より 30%以上（事務所等、学校等の場合は 40%以上）の削減、かつ公益社団法人空気調和・衛生工学

	会において、省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅部）における未評価技術 15 項目（環境省新築（既存）建築物の ZEB 化支援事業を参考にすること）のうち、1 項目以上導入すること。 c エネルギー利用に関する要件 熱源（冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等）、ポンプ、照明等の計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること（BEMS 装置等の導入）。なお、エネルギー計測システムは以下の（a）～（d）の要件を全て満たすものとする。 （a）計測・計量装置、制御装置、データ保存・分析・診断装置を含むシステムであること。 （b）1 つのシステムで交付対象建築物 1 棟のエネルギー使用状況の一元的な把握・運転管理ができるシステムであること。 （c）取得データについては、30 分単位で計測することとし、計測項目や年月、日時がわかるようにすること。 （d）導入するエネルギー消費性能計算プログラム（非住宅版）における未評価技術について、実施状況報告時に定量的な評価が可能となるエネルギー計測計画とすること。 d 建築物省エネ法第 33 条の 2 に基づく省エネルギー性能表示（BELS 等、第三者認証を受けているものに限る。以下同じ。）において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得すること。 e その他の要件 （a）技術や設計手法、コスト等の情報開示について 本事業を通じて提出されたデータ等の事業成果については、他の事業者への ZEB の普及促進のため広く一般に公表することに同意すること。 （b）本交付金により再エネに係る設備を当該建築物に導入する場合には、（ア）、（イ）又は（ウ）によることとする。 f 交付対象となる建物の用途や導入する設備については環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の ZEB 化・省 CO2 化普及加速事業）」の例を参考にすること。 g ZEB のエネルギー使用状況に関する調査・分析等のため、東京都に対する必要な情報提供に協力すること。
--	---

（コ）ゼロエミ住宅

事業実施 主体	民間事業者 個人
交付上限	【共通】 a 国及び地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の合計額を控除した額を補助対象経費とする。 【戸建住宅】 東京ゼロエミ住宅 単位住戸当たりの上限は、以下に掲げる額とする。ただし、当該住宅の建設に係る経費（本事業の補助対象経費に含める、当該住宅への設備の設置に係る設備費、材料費及び工事費を除く。）の額を超えない範囲のものとする。 (a) 水準C：400,000 円 (b) 水準B：1,600,000 円 (c) 水準A：2,400,000 円 【集合住宅】 東京ゼロエミ住宅 単位住戸当たりの上限は、以下に掲げる額とする。ただし、当該住宅の建設に係る経費（本事業の補助対象経費に含める、当該住宅への設備の設置に係る設備費、材料費及び工事費を除く。）の額を超えない範囲のものとする。 (a) 水準C：300,000 円 (b) 水準B：1,300,000 円 (c) 水準A：2,000,000 円 【太陽光発電システム】 次の(a)に定める額又は(a)に定める額に(b)に定める額を加えた額とする。ただし、太陽光発電システムの設置に係る経費の額を超えない範囲のものとする。 (a) 太陽光発電システムの発電電力を戸別の契約により受電している単位住戸当たりの太陽光発電システムの発電出力（集合住宅等に設置する太陽光発電システムでその発電電力を戸別の契約により受電していないものにあつては、当該太陽光発電システムの発電出力）に、以下に掲げる額を乗じて得た額とする。 ① 130,000 円/kW（3.6kW以下・オール電化・上限390,000 円） ② 120,000 円/kW（3.6kW以下・オール電化以外・上限360,000 円） ③ 110,000 円/kW（3.6kW超50kW未満・オール電化・上限なし） ④ 100,000 円/kW（3.6kW超50kW未満・オール電化以外・上限なし） (b) 機能性PVにあつては、補助金の交付申請日における機能性PV基準に定める機能性の区分に応じ、次に掲げる金額を当該機能性

	PVの発電出力（当該機能性PVが太陽電池モジュールの場合にあっては、当該太陽光発電システムの発電出力に、当該太陽光発電システムの太陽電池モジュールの公称最大出力に占める当該機能性PVの公称最大出力の割合を乗じたものとし、当該機能性PVが機能性PV基準に定める周辺機器の場合にあっては、当該周辺機器に係る太陽光発電システムの発電出力）に乘じて得た額とする。 ① 80,000 円/kW（太陽電池モジュール 建材一体型（屋根）・太陽電池モジュール 建材一体型（屋根以外）・太陽電池モジュール 防眩型（ガラスレス）） ② 50,000 円/kW（太陽電池モジュール 小型（多角形、建材形）） ③ 20,000 円/kW（太陽電池モジュール 建材一体型 小型（方形）・太陽電池モジュール 防眩型（ガラス製品）・周辺機器 PV出力最適化（直流電力変換装置以外）） ④ 10,000 円/kW（周辺機器 PV出力最適化（直流電力変換装置）） 【集合住宅の陸屋根に太陽電池を設置するための架台】 a 太陽光発電システムの発電出力に200,000円を乗じて得た額。ただし、架台の設置に係る経費の額を超えない範囲のものとする。
交付要件	a 補助対象とする住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (a) ゼロエミ地区選定以降に東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱（改正 令和6年9月5日付6環気環第 236 号）第9条に掲げる設計確認審査の申請を行ったものであること。 (b) 認証要綱第18条第1項に基づき認証審査機関から東京ゼロエミ住宅認証書の交付を受けたものであること。 (c) 単位住戸及び共用部分（人の居住の用に供するものに限る。）の床面積の合計が2,000㎡未満のものであること。 b aの補助対象住宅又はその敷地内に太陽光発電システムを設置する場合にあっては、次の各号のいずれにも該当するものに限り、当該太陽光発電システムについても本補助金の交付対象とする。 (a) 東京ゼロエミ住宅指針に定める基準に適合するものであること。 (b) 発電出力50kW未満で、かつ、未使用のものであること。 (c) 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、補助対象住宅の居住の用に供する部分で使用するものであること。 c aの補助対象住宅（集合住宅等に限る。）の陸屋根に太陽電池の架台を

	設置する場合にあっては、未使用のものに限り、当該太陽電池の架台についても本補助金の交付対象とする。
--	---

(サ) 既存住宅断熱改修

事業実施 主体	民間事業者 個人
交付上限	【共通】 a 補助対象設備の設置に係る材料費、工事費又は保険料及び検査料について国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額と本補助金の交付額の合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。 【高断熱窓及び高断熱ドア】 a 補助金の交付金額は、工事により設置する対象製品の性能及び大きさに応じて、次の(a)から(d)までの1か所又はガラス1枚当たりの額（以下「補助単価」という。）の合計の額とし、1住戸当たり1,300,000円を上限とする。 (a) 内窓設置 ① グレードP（熱貫流率：1.1以下）：53,000円（2.8㎡以上）・36,000円（1.6㎡以上2.8㎡未満）・23,000円（0.2㎡以上1.6㎡未満） ② グレードS（熱貫流率：1.1超過、1.5以下）：43,000円（2.8㎡以上）・29,000円（1.6㎡以上2.8㎡未満）・18,000円（0.2㎡以上1.6㎡未満） ③ グレードA（熱貫流率：1.5超過、1.9以下）：17,000円（2.8㎡以上）・12,000円（1.6㎡以上2.8㎡未満）・8,000円（0.2㎡以上1.6㎡未満） ④ グレードB（熱貫流率：1.9超過、2.3以下）：11,000円（2.8㎡以上）・9,000円（1.6㎡以上2.8㎡未満）・7,000円（0.2㎡以上1.6㎡未満） (b) 外窓交換（はつり工法、カバー工法） ① グレードP（熱貫流率：1.1以下）：110,000円（2.8㎡以上）・81,000円（1.6㎡以上2.8㎡未満）・54,000円（0.2㎡以上1.6㎡未満） ② グレードS（熱貫流率：1.1超過、1.5以下）：99,000円（2.8㎡以上）・73,000円（1.6㎡以上2.8㎡未満）・49,000円（0.2㎡

	以上1.6㎡未満) ③ グレードA (熱貫流率 : 1.5超過、1.9以下) : 78,000 円 (2.8㎡以上) ・ 58,000 円 (1.6㎡以上2.8㎡未満) ・ 38,000 円 (0.2㎡以上1.6㎡未満) ④ グレードB (熱貫流率 : 1.9超過、2.3以下 (防火仕様の場合は2.9 以下)) : 52,000 円 (2.8㎡以上) ・ 38,000 円 (1.6㎡以上2.8㎡未満) ・ 25,000 円 (0.2㎡以上1.6㎡未満) (c) ガラス交換 ① グレードP (熱貫流率 : 1.1以下) : 36,000 円 (1.4㎡以上) ・ 22,000 円 (0.8㎡以上1.4㎡未満) ・ 7,000 円 (0.1㎡以上0.8㎡未満) ② グレードS (熱貫流率 : 1.1超過、1.5以下) : 24,000 円 (1.4㎡以上) ・ 16,000 円 (0.8㎡以上1.4㎡未満) ・ 4,000 円 (0.1㎡以上0.8㎡未満) ③ グレードA (熱貫流率 : 1.5超過、1.9以下) : 20,000 円 (1.4㎡以上) ・ 12,000 円 (0.8㎡以上1.4㎡未満) ・ 3,000 円 (0.1㎡以上0.8㎡未満) ④ グレードB (熱貫流率 : 1.9超過、2.3以下) : 13,000 円 (1.4㎡以上) ・ 8,000 円 (0.8㎡以上1.4㎡未満) : 2,000 円 (0.1㎡以上0.8㎡未満) (d) ドア交換 ① グレードP (熱貫流率 : 1.1以下) : 110,000 円/箇所 ② グレードS (熱貫流率 : 1.1超過、1.5以下) : 99,000 円/箇所 ③ グレードA (熱貫流率 : 1.5超過、1.9以下) : 78,000 円/箇所 ④ グレードB (熱貫流率 : 1.9超過、2.3以下) : 52,000 円/箇所 b 分譲集合住宅の管理組合が申請者であり、かつ、改修戸数が 50 戸以上となる場合、補助単価を 100 分の 120 を乗じて得た額とし、1 住戸当たり 1,560,000 円を上限とする。 c 改修する窓が、国の住宅省エネキャンペーンにおいて「断熱等+防犯窓」として登録されている製品の場合、当該窓の補助単価を 100 分の 250 を乗じて得た額とし、1 住戸当たり 3,250,000 円を上限とする。 【断熱材】 a 1 住戸当たり 2,000,000 円を上限とする。 【高断熱浴槽】 a 1 住戸当たり 190,000 円を上限とする。 【省エネ診断等】
--	---

	a 1 棟当たり 800,000 円を上限とする。 【省エネ診断用現況図面】 a 1 住戸当たり 66,000円を上限とする。 【リフォーム瑕疵保険等】 a 1 契約当たり 7,000 円を上限とする。
交付要件	【高断熱窓】 a 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（断熱リフォームに係る支援事業に限る。以下同じ。）、又は脱炭素化産業成長促進対策費補助金（先進的窓リノベ事業に限る。）において、補助対象となる製品として登録されている窓及びガラスをいう。 b 未使用品であること。 c 都内の住宅（既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。 【高断熱ドア】 a 住宅の外皮部分にある開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具で、熱貫流率が $2.3\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$ 以下であるドアをいう。外皮部分とは、外壁ライン上にある熱的境界のことをいう。 b 未使用品であること。 c 都内の住宅（既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。 【断熱材】 a 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金又は子育てグリーン住宅支援事業において、補助対象となる製品として登録されている断熱材をいう。 b 未使用品であること。 c 都内の住宅（既存住宅に限る。）の壁、屋根、天井、床等により新規に設置されたものであること。 【高断熱浴槽】 a JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」又はこれと同等以上の性能を有する浴槽をいう。 b 未使用品であること。 c 都内の住宅（既存住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。 【省エネ診断等】 a 賃貸住宅（既存住宅に限る。）のエネルギー消費性能や外皮性能を評価するものであり、次の(a)から(c)までのいずれかに該当するものを

	いう。 (a) 次のすべての告示に準拠したエネルギー消費性能・外皮性能の評価を実施するもの。 ① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示第265号） ② 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年1月29日国土交通省告示第266号） ③ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項の一部を改正する告示（令和元年11月15日国土交通省告示第783号） ④ 住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準の一部を改正する告示（令和元年11月15日国土交通省告示第784号） (b) 日本産業規格（規格番号：JIS A1495）に基づく測定により取得した値を用いて、上記（a）による評価が行われるもの。 (c) 上記(a)又は(b)に相当すると都が認める方法に基づく評価が行われるもの。 b 都内の賃貸住宅（既存住宅に限る。）において実施されていること。 【省エネ診断用現況図面】 a 省エネ診断等の実施に際し作成されていること。 【リフォーム瑕疵保険等】 a 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に基づき同法第17条第1項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が契約の引受けを行うリフォーム瑕疵保険及び大規模修繕工事瑕疵保険であり、補助対象設備を設置する際に、新規で加入していること。
--	--

(シ) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車・電動バイク（カーシェア・レンタル）

事業実施主体	区市町村 民間事業者
交付上限	【電気自動車/プラグインハイブリッド自動車/燃料電池自動車】 a 以下に定める補助金額を上限とする。 (a) 電気自動車/プラグインハイブリッド自動車 ① 給電機能を有する場合：500,000 円/台

	② 給電機能を有さない場合：400,000 円/台 (b) 燃料電池自動車 ① 給電機能を有する場合：2,150,000 円/台 ② 給電機能を有さない場合：2,050,000 円/台 b ZEV普及特別支援制度による補助金額 aの規定にかかわらず、以下の(a)を満たし、かつ、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年の都内における非ガソリン乗用車及びZEV乗用車の初度登録又は初度検査台数の実績が(b)の項目を達成する者が製造又は輸入した補助対象車両については、基本補助金額に加え、(b)の項目をいずれか1項目達成するごとに50,000 円を加えた額を上限とする。ただし、加算額は100,000 円を上限とし、燃料電池自動車については当該規定を適用しない。 なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの加算額は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 (a) ZEV普及特別支援制度の加算対象となる車両製造事業者等 補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年に都内において初度登録又は初度検査された台数の実績が、ZEV乗用車年間 60 台以上かつ非ガソリン乗用車年間 300 台以上の車両製造事業者等。 (b) ZEV普及特別支援制度で加算対象となる項目 ① 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対するZEV乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「ZEV普及水準」という。）以上の割合であること。なお、ZEV普及水準は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 ② 都内において、初度登録又は初度検査された乗用車台数に対する非ガソリン乗用車台数の割合についての達成すべき水準（以下「非ガソリン車普及水準」という。）以上の割合であること。なお、非ガソリン車普及水準は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 ③ 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が対前々年比2倍以上の台数であること。 ④ 都内において、初度登録又は初度検査されたZEV乗用車の台数が車両製造事業者等の中で最も多いこと。 c 非ガソリン車両ラインナップ評価制度による補助金額
--	--

	aの規定にかかわらず、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車種構成を多種に展開する車両製造事業者等の補助対象車両については、基本補助金額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた補助金額を加えた額を上限とする。なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの評価項目及び加算額は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。ただし、加算額は 100,000 円を上限とする。 d G X 取組評価制度による補助金額 aの規定にかかわらず、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の前年末における車両製造事業者等の G X に関する取組について、該当する評価項目を達成する者が製造又は輸入した補助対象車両については、基本補助金額に加え、該当する評価項目の達成状況に応じた補助金額を加えた額を上限とする。ただし、加算額は 200,000 円を上限とし、燃料電池自動車については当該規定を適用しない。 なお、補助対象車両が初度登録又は初度検査される年度の車両製造事業者等ごとの評価項目及び加算額は「電気自動車等の普及促進事業」の定めるところによる。 e 充放電設備又は公共用充電設備の導入による補助金額 (a) 充放電設備 補助対象者が別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせて充放電設備を導入する場合は、1 口につき補助対象車両 1 台について 100,000 円を補助金額に加算する。ただし、1 口につき補助金額を加算できる補助対象車両は 1 台のみとし、補助対象車両 1 台あたりの加算額は 100,000 円を上限とする。 (b) 公共用充電設備 補助対象者が別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせて公共用充電設備を導入する場合であって、当該設備が普通充電設備の場合は 1 口につき補助対象車両 1 台について 50,000 円、当該設備が急速充電設備又は超急速充電設備の場合は各 1 口につき補助対象車両 1 台について 100,000 円をそれぞれ上限とし、補助金額に加算する。ただし、1 口につき補助金額を加算できる補助対象車両は 1 台のみとし、補助対象車両 1 台あたりの加算額は 100,000 円を上限とする。 (c) その他 (a) 及び (b) の両方を満たす場合でも、補助対象車両 1 台あたり
--	--

	の加算額は 100,000 円を上限とする。 f 高額車両における補助金額 定価（最新のメーカー希望小売価格（税抜））が 8,400,000 円以上の車両については、aからeまでにに基づき算定した補助金額に係数 0.8 を乗じて得た額を上限とする。 【電動バイク】 a 補助金の交付金額は、車両価格から当該車両と同種同格のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格（C E V 規程に基づき基礎額として算定される額をいう。ただし、道路運送車両法施行規則第 1 条第 2 項に規定する「第一種原動機付自転車」であって、道路交通法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和 59 年総理府令第 46 号）附則第 2 項に規定する「ミニカー」にあつては、当該車両と同種同格相当のガソリン内燃機関を搭載した車両の価格として都が設定した額をいう。）及び一般社団法人次世代自動車振興センターが C E V 別表 1 で定める補助金交付金額を減じた額に 50,000 円を上乗せした額とする。 b 以下に定める補助金額を上限とする。 (a) 530,000 円/台
交付要件	【電気自動車】 a 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって、駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 60 条第 1 項の規定により自動車検査証の交付を受けた同法第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。以下同じ。）であること。 【プラグインハイブリッド自動車】 a 電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部からの充電が可能な検査済自動車であること。 【燃料電池自動車】 a 搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車であること。 【電動バイク】 a 電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない型式認定を取得している車両又は検査済自動車であつて、次に掲げるものをいう。 (a) 側車付二輪自動車（道路運送車両法第 2 条第 2 項に規定する自動車であつて、道路運 送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年 7 月 15 日国土交通省告示第 619 号）第 2 条第 4 号に規定

	する側車付二輪自動車をいう。) (b) 第一種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が0.6kW以下のものに限る。) (c) 第二種原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車であって、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けており、定格出力が0.6kWを超え1.0kW以下のものに限る。) (d) 軽自動車に該当する二輪自動車（道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車であって、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第一において自動車の種別が軽自動車に該当する二輪自動車であって、定格出力が1.0kWを超えるものをいう。) 【共通】 a 次の(a)から(d)までのいずれかに該当する事業であること。 (a) 都内に事務所又は事業所を有し、カーシェアリング事業又はレンタカー事業を営むこと。 (b) 都内に事務所又は事業所を有し、次のいずれかを満たす事業に用いる(a)及び(c)以外の事業であること。 ① 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、遊休時（業務に使用していない営業時間外や休日等の時間帯をいう。以下同じ。）に地域住民等に有償又は無償にて貸渡すものであること。 ② 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡すこと（当該社員等が社用車として利用する場合を除く）。 ③ 平常時に公用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体/民間企業間で共有するものであること。 ④ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する事。 (c) 都内に事務所又は事業所を有し、バイクシェアリング事業又はレンタルバイク事業を営むこと。 (d) リース事業であって、(a)から(c)までに該当する者との間で補助対象車両に係るリース契約を締結すること。 b ZEV車両（電気自動車、燃料自動車、プラグインハイブリッド自動車）又は、電動バイクのいずれかであること。
--	---

	c a (a) の事業に要する車両においては、ゼロエミ地区選定後に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。 d a (b) の事業に要する車両においては、ゼロエミ地区選定後に初度登録又は初度検査された自動車（中古の輸入車を除く。）であること。 e a (c) の事業に要する車両においては、ゼロエミ地区選定後に初度登録等がされた電動バイク（中古の輸入車を除く。）であること。 f 初度登録等がされた日に、C E V 規程に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助事業において補助金の交付対象となる銘柄の車両であること。 g 自動車検査証における使用の本拠の位置又は定置場の位置が都内にあること。 h a (b) 及び a (c) の事業に用する車両の場合、2 台以上導入すること。
--	---

(ス) EVバス・PHEVバス・EVトラック・EV塵芥車・FCトラック・FCフォークリフト

事業実施 主体	区市町村 民間事業者
交付上限	【EVバス・PHEVバス・EVトラック・EV塵芥車】 a EVバス・PHEVバスの場合は、環境省「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス）」実施要領別表第14基準額に2分の3を乗じた額に給電機能の装備に要する費用を加えた額又は42,000,000円のいずれか低い金額とする。 b EVトラック・EV塵芥車の場合は、環境省「令和5年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック）」実施要領別表第14基準額に2分の3を乗じた額に給電機能の装備に要する費用を加えた額又は42,000,000円のいずれか低い金額とする。 c 補助対象経費に国からの補助金を充当する場合にあっては、当該補助金の額を控除した額とする。 d (a) 又は (b) に該当する場合には、補助金額を以下のとおりそれぞれ加算するものとする。 (a) 充放電設備又は公共用充電設備の導入による補助金額 ① 充放電設備 補助対象者（リース事業者を除く。）が別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせて充放

	電設備を導入する場合は、１口につき補助対象車両１台について100,000円を補助金額に加算する。ただし、１口につき補助金額を加算できる補助対象車両は１台のみとし、補助対象車両１台あたりの加算額は100,000円上限とする。 ② 公共用充電設備 補助対象者（リース事業者を除く。）が別に定めるところにより都の補助金の交付を受け、補助対象車両の導入に合わせて公共用充電設備を導入する場合であって、当該設備が普通充電設備の場合は１口につき補助対象車両１台について50,000円、当該設備が急速充電設備又は超急速充電設備の場合は各１口につき補助対象車両１台について100,000円をそれぞれ上限とし、補助金額に加算する。ただし、１口につき補助金額を加算できる補助対象車両は１台のみとし、補助対象車両１台あたりの加算額は100,000円を上限とする。 ③ その他 ①及び②の両方を満たす場合でも、補助対象車両１台あたりの加算額は100,000円を上限とする。 (b) グリーン経営認証制度又はISO14001の認証の取得による補助金額 補助対象者（リース事業者を除く。）がグリーン経営認証制度又はISO14001の認証のいずれかを取得している場合、補助対象車両１台につき500,000円を補助金額に加算し、補助対象車両１台あたりの加算額は500,000円を上限とする。 【FCトラック】 a 車両本体価格に対する本補助金の交付額（以下「FCトラック本体補助金額」という。）は、車両本体価格から国補助等の額及び補助対象トラックと積載量、全長等の仕様が同等である原動機に内燃機関を用いた自動車（以下「ディーゼルトラック」という。）の車両本体価格を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは13,000,000円、燃料電池大型トラックは56,000,000円を上限とする。 FCトラック本体補助金額＝車両本体価格（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックの車両本体価格（税抜） b リース契約に含まれる車両本体価格に対する本補助金の交付額（以下「FCトラックリース契約本体補助金額」という。）は、リース契約に含まれる車両本体価格から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約に含まれる車両本体価格を差し引いた額とし、燃料電池小型
--	--

	トラックは 13,000,000円、燃料電池大型トラックは 56,000,000 円を上限とする。 FCトラックリース契約本体補助金額＝リース契約に含まれる車両本体価格（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックのリース契約に含まれる車両本体価格（税抜） c bの規定にかかわらず、補助対象者が中小企業者である場合は、リース契約費用に対する本助補助の交付額（以下、「FCトラックリース契約費用本体補助金額」という。）は、リース契約費用から国補助等の額及びディーゼルトラックのリース契約費用を差し引いた額とし、燃料電池小型トラックは 26,000,000 円、燃料電池大型トラックは 96,000,000円を上限とする。 FCトラックリース契約費用本体補助金額＝リース契約費用（税抜）－国補助等の額－ディーゼルトラックのリース契約費用（税抜） d cの規定にかかわらず、補助対象者が次に掲げるいずれかの要件を満たす場合にあっては、リース契約費用に対して、FCトラックリース契約本体補助金額またはFCトラックリース契約費用本体補助金額とは別に上乗せで補助金を交付するものとし、その交付額（以下「FCトラック上乗せ補助金額」という。）は、リース契約費用からFCトラックリース契約本体補助金額またはFCトラックリース契約費用本体補助金額及び国補助等の額を差し引いた額とする。FCトラック上乗せ補助金額は、FCトラックリース契約本体補助金額またはFCトラックリース契約費用本体補助金額と合わせて、燃料電池小型トラックは 34,000,000 円、燃料電池大型トラックは 115,000,000 円を上限とする。 FCトラック上乗せ補助金額＝リース契約費用（税抜）－FCトラックリース契約本体補助助成金額（またはFCトラックリース契約費用本体補助金額）－国補助等の額 (a) 本補助金の申請を行った日の属する年度から5年度以内に、道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあるFCトラックまたは水素エンジントラック（中古車を除く。）を当該申請時から合わせて5台以上（補助対象者が中小企業の場合は3台以上とし、補助対象者が大企業であり、燃料電池小型トラックまたは水素エンジントラックのみを導入する場合は10台以上とする）純増させる計画を策定し、その内容を記載した計画書を提出した場合 (b) 東京都内の自らの営業所等に商用水素ステーションの整備又は誘致を図る場合
--	--

	e 補助対象者が、dによる上乗せ補助の対象外であり、かつグリーン経営認証又はISO14001認証を取得している貨物自動車運送事業者である場合は、燃料電池小型トラックまたは燃料電池大型トラック 1 台につき 500,000円をa～cまでで算出した補助金額に上乗せした額を上限とする。 【FCフォークリフト】 a 補助対象経費から以下に定める基準額（補助対象フォークリフトと定格荷重、装備類等の仕様が同等であって、かつ、原動機に内燃機関を用いたフォークリフトの本体の購入に要する費用として別に定める額とする。）を差し引いた額の3分の2とする。 本体補助金額＝（補助対象経費－基準額）×2／3 (a) 定格荷重 1.8tの場合 4,000,000 円 (b) 定格荷重 2.5tの場合 4,666,000 円 b aの規定にかかわらず、補助対象者が、補助対象経費について国補助等を併用して受ける場合、都の補助金額は、補助対象経費から基準額及び国補助等を差し引いた額又はaの規定による金額のいずれか低い方とする。 本体補助額＝補助対象経費－国補助等の額－基準額 c bの規定にかかわらず、補助金額は 8,000,000 円を上限とする。 d cの規定にかかわらず、補助対象者が東京都内の自らの営業所等に定置式水素ステーションの整備又は誘致を図り、当該水素ステーションが商用の目的で運用される場合にあっては、本体補助金額とは別に上乗せで補助金を交付するものとし、その交付額（以下「上乗せ補助金額」という。）は、本体購入費用から本体補助金額及び国補助等を差し引いた額とし、3,500,000 円を上限とする。 上乗せ補助金額＝補助対象経費－本体補助金額－国補助等の額 e dの規定に関わらず、補助金額の上限額は、補助対象フォークリフトの市場価格等に応じて見直すものとする。
交付要件	【EVバス】 a 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車であって、乗車定員 11 人以上のものをいう。 b ゼロエミ地区選定後に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除

	く。)であること。 c 環境省「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））」又は「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））」において事前登録を受けて環境省補助の補助事業者が公表した車両であること。 d 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。 【PHEVバス】 a 電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な検査済自動車であって、乗車定員 11 人以上のものをいう。 b ゼロエミ地区選定後に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除く。）であること。 c 環境省「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））」又は「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））」において事前登録を受けて環境省補助の補助事業者が公表した車両であること。 d 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。 【EVトラック・EV塵芥車】 a 搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機を原動機とし、内燃機関を併用せず、搭載された電池に外部から充電する機能を備え、検査済自動車であって、車両総重量（架装物等動力構造以外の部分を変更した特種車等改造車にあつては、当該変更前の車両における車両総重量をいう。）が2.5 t 超のトラックをいう。 b ゼロエミ地区選定後に初度登録がされている車両（中古の輸入車を除く。）であること。 c 環境省「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（タクシー・バス））」又は「令和6年度補正予算脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車の電動化促進事業（トラック））」において事前登録を受けて環境省補助の補助事業者が公表した車両であること。 d 自動車検査証における使用の本拠の位置が都内にあること。 【FCトラック】 a 民間事業者が導入するFCトラックであること。 b ゼロエミ地区選定後に初度登録がされている車両（中古車を除く。）であること。
--	--

	c 道路運送車両法第60条第1項の規定により交付される自動車検査証における使用の本拠の位置の住所が東京都内にあること。 d 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りではない。 【FCフォークリフト】 a 民間事業者が導入するFCフォークリフトであること。 b ゼロエミ地区選定後に購入された定格荷重が1.8t又は2.5tの燃料電池フォークリフト（中古車を除く。）であること。 c 主たる定置場の位置の住所が東京都内にあること。 d 国補助等がある場合は、当該補助金の交付を申請していること。ただし、別に定める国補助等の交付申請をすることができない場合はこの限りでない。
--	---

(セ) 省エネ関連設備（エコキュート等・省エネ型換気設備・省エネ型空調設備・高効率照明器具・CGS・家庭用燃料電池等）

事業実施 主体	民間事業者・個人 ※エコキュート等・家庭用燃料電池は個人のみ ※省エネ型換気設備/省エネ空調設備は、中小規模事業所への導入のみ ※高効率照明器具は、中小企業者のみ ※CGSは民間事業者のみ
交付上限	【エコキュート等】 a 補助要件a～dまでの要件を満たすエコキュート等を設置する場合の補助額は、1台当たり140,000円とする。 b 補助要件a・b・eの要件を満たすエコキュート等を設置する場合の補助額は、1台当たり50,000円とする。 c 都内の住宅に新規に設置し、かつ、地区内のDR実証に参加する場合は、a又はbに定める額に80,000円を加算した額とする。 d 機器の設置に係る設備費、工事費又はその他事業の推進に係る費用について、国又は他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額と本補助金の交付額の合計額が補助対象経費を超えない範囲において交付するものとする。 【省エネ型換気設備/省エネ型空調設備/高効率照明器具】 a 省エネ型換気設備を導入する場合の補助額は、1事業所当たり10,000,000円とする。 b 省エネ型空調設備を導入する場合の補助額は、1事業所当たり

	10,000,000円とする。 c 高効率照明器具を導入する場合の補助額は、1事業所当たり5,000,000円とする。 【C G S】 a 533,333,000 円を上限とする。 【家庭用燃料電池】 a 補助対象機器を設置する住宅が一戸建ての住宅である場合にあっては1台当たり70,000円、集合住宅である場合にあっては1台当たり120,000円を上限金額とする。 b 地区内のD R実証に参加する場合は、aに定める額に80,000円を加算した額とする。 c 地区内のD R実証に参加する場合は、エネファーム1台当たりに併設するエネルギーマネジメント機器及びI o T関連機器への補助額は、50,000円とする。 d 機器経費について国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合にあっては、当該補助金の額と本補助金の交付額との合計額が機器経費を超えない範囲において交付するものとする。
交付要件	【エコキュート等】 a 未使用品であること。 b エコキュートにあっては、電気温水機器のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断基準等（平成25年経済産業省公示第38号）におけるエネルギー消費効率が、貯湯缶が一缶の場合にあっては3.3以上、貯湯缶が多缶の場合にあっては、3.0 以上であること。ハイブリッド給湯器にあっては、一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（JGKAS A705）で、年間給湯効率が108%以上のものであること。 c 太陽光発電システムで発電された電力を使って、日中に沸き上げる機能を有すること。 d 次の全ての要件を満たす太陽光発電システムを併せて新たに設置する、又は既に設置している都内の住宅や施設に、新規に設置されるものであること。 (a) 太陽光発電システムを構成するモジュールが、シリコン系の結晶系若しくは薄膜系である場合は、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）が定めるJETPVM認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議（I E C）のIECEE-PV-FGS制度に加盟する認証機関による太

	陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）。ペロブスカイト等の有機系である場合は、一般財団法人電気安全環境研究所（J E T）等が行う性能評価によって、性能要件を満たしていることを確認すること。 (b) 当該太陽光発電システムにより供給される電気を、当該太陽光発電システムを設置する補助対象施設で使用するものであること。 e 都内に設置される設備であること。 【省エネ型換気設備/省エネ型空調設備/高効率照明器具】 a 省エネ型換気設備を導入する場合、以下の要件を満たすこととする。 (a) 都内で所有し、又は使用する中小規模事業所において、省エネ型換気設備を導入すること。 (b) 省エネ型換気設備を導入する事業所について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 8 条の 23 第 1 項又は第 2 項の規定による地球温暖化対策報告書を提出すること。 (c) 換気設備の導入により、事業所における必要換気量が確保されること。 (d) 未使用品であること。 (e) 以下の設備種別による要件を満たすこと。 ① 高効率換気設備 ・ 比消費電力が$0.4\text{W}/(\text{m}^3/\text{h})$以下であること。 ② 熱交換型換気設備 ・ JIS B 8628 に規定されるものであること。 ・ 熱交換率が 40%以上であること。 ③ 換気・空調一体型設備 ・ JIS B 8628 に規定されるものであること。 ・ 熱交換率が 40%以上であること。 b 省エネ型空調設備を導入する場合、以下の要件を満たすこととする。 (a) 都内で所有し、又は使用する中小規模事業所において、省エネ型空調設備を導入すること。 (b) 省エネ型空調設備を導入する事業所について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）条例第 8 条の 23 第 1 項又は第 2 項の規定による地球温暖化対策報告書を提出すること。 (c) 空調設備の導入により、省エネ化が見込まれること。 (d) 未使用品であること。
--	--

	(e) 以下の設備種別による要件を満たすこと。 ① 電気式パッケージ形空調機 次のいずれかの要件を満たすものとする。 ・ 導入推奨機器指定要綱におけるエアコンディショナーの指定基準を満たすものであること。 ・ クレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすものであること。 ② ガスヒートポンプ式空調機 次のいずれかの要件を満たすものとする。 ・ 導入推奨機器指定要綱におけるガスヒートポンプ式冷暖房機の指定基準を満たすものであること。 ・ クレジット算定ガイドラインにおける高効率パッケージ形空調機の認定基準を満たすものであること。 ③ 中央熱源式空調機 ・ クレジット算定ガイドラインにおける高効率熱源機器、高効率冷却塔、高効率空調用ポンプの認定基準を満たすものであること。 ④ ルームエアコン ・ JIS C9901（目標年度 2010 年度）に基づく省エネルギー基準達成率が 114% 以上であること。 c 高効率照明器具を導入する場合、以下の要件を満たすこととする。 (a) LED モジュールが組み込まれたベースライト形、ダウンライト形、スポットライト形、高天井形、シーリング形等の製品のうち、電気用品安全法で定めている PSE マークの表示がされているもの、または電気機械器具防爆構造規格を満たし防爆記号の表示があるもの、また、これに係る基本的な付帯設備（電源ユニット、ソケット、落下防止部品等）。ただし、以下のものは対象外。 ① 調光器、スイッチ ② 非常灯、誘導灯 ③ その他節電効果が低いと判断される照明器具、付帯設備 (b) 未使用品であること。 (c) 都内に設置される設備であること。 (d) 策定した節電計画について、下記のいずれかの診断を受け、導入予定の設備について記載されている報告書を受領していること。ただし、いずれも実施から 3 年以内のものとする。
--	---

	・公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下：公社）が実施する節電診断 ・東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する省エネルギー診断 ・東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施した「地域の多様な主体と連携した中小規模事業所省エネ支援事業」において、交付決定を受けた省エネ対策サポート事業者が実施した省エネコンサルティング ・東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）が実施する「省エネコンサルティング事業」において、省エネ対策サポート事業者として登録した地球温暖化対策ビジネス事業者が実施する省エネコンサルティング 【CGS】 a 都内の建築物に設置すること。 b 中小企業者等以外がCGSを設置する場合は、CGSの電力系統への接続又はこれに準じた対応を行い、一般送配電事業者等の外部からの要請に応じた運転調整を図るための体制構築を行うこと。 c CGSを設置する建築物及び供給対象建築物において、デマンドレスポンス等のエネルギーマネジメントの実施が可能な体制を構築すること。 d CGSを設置する建築物又は供給対象建築物内に一時滞在施設を確保し、当該一時滞在施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により一般に周知すること。ただし、中小企業者等は「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策のガイドライン」に定める従業員等の安全確保に努めることで本要件に代えることができる。 e 都の要請に応じて、電力需給ひっ迫時における電気の供給に努めること。 f 更新設置又は新規設置であること。 g 使用する燃料は天然ガスを主成分とする都市ガス又は水素燃料（混焼）であること（災害等により、天然ガスの供給又は水素燃料（混焼）が途絶した場合を除く。）、但し、都市ガスが入手困難な地域では、液化石油ガス（以下LPGという。）または、環境に配慮した燃料として公社が認めたものを使用燃料（水素燃料（混焼）を含む）とする。 h 自立分散型電源であること。 i CGS 1台当たりの発電出力が30キロワット以上のものの場合にあって
--	--

	ては、次の条件を満たすものであること。この場合において、発電効率及び排熱利用率は、いずれもパーセントで表した値とし、効率は定格運転時の数値とする（燃料の発熱量は高位を使用すること）。 総合運用効率： $2.17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率} > 87$ j CGS 1 台当たりの発電出力が30キロワット未満のものの場合にあっては、東京都低NOX・低CO2小規模燃焼機器認定制度の認定を受けたものであること。 k 発電出力は、CGSを設置する建築物及び電力融通する建築物に対して系統電力が途絶えた時に必要な電力を上回るものとする。ただし中小企業者等は除く。 l 既存CGSを更新する場合は、発電出力、発電効率、総合効率（発電効率＋排熱利用率）又は総合運用効率（$2.17 \times \text{発電効率} + \text{排熱利用率}$）のいずれかが既設より上回っていること。 m 未使用品であること（更新設置の場合は更新されない機器を除く。）。 【家庭用燃料電池】 a 未使用品であること。 b 都内の住宅に新規に設置されるものであること。 c エネルギーマネジメント機器及びIoT関連機器を導入する場合においては、家庭用燃料電池に新規に併設する未使用品であること。
--	---

(ソ) フロン対策

事業実施主体	民間事業者
交付上限	【省エネ型ノンフロン機器】 a 中小企業者等が設置する場合は、1 台当たり22,000,000 円を上限とする。（現に事業の用に供している設備から補助対象設備へ更新する場合の当該設備の撤去に必要な経費を補助対象経費に含む。ただし、現に事業の用に供している設備が内蔵型ショーケース等の配管等の撤去を伴わない設備から補助対象設備へ更新する場合を除く。） b a以外のものが設置する場合は、1 台当たり21,333,000 円を上限とする。ただし、設備に係る調査、設計、試験及び検証等に要する費用を補助対象経費から除く。 c 補助対象事業に国その他の団体からの助成金や補助等の経費の支援を受ける場合は、本補助金の交付額から当該助成金等の額を控除するものとする。

	【遠隔監視技術（冷媒漏えい又は冷媒漏えいの疑いがある場合に、業務用冷凍空調機器の管理者に冷媒漏えい又は冷媒漏えいの疑いがあることを直ちに通知するために計測、診断及び通知を行うことが可能なシステム）】 a 1 事業所当たり 670,000 円を上限とする。 b 補助対象事業に国その他の団体からの助成金や補助等の経費の支援を受ける場合は、本補助金の交付額から当該助成金等の額を控除するものとする。
交付要件	【省エネ型ノンフロン機器】 a 補助対象事業者が、都内で所有し、又は使用する事業所において、下記cからeに定める補助対象機器を新たに導入すること。 b 省エネ型ノンフロン機器（フロン類ではない自然冷媒（アンモニア、二酸化炭素、空気、水、炭化水素等を冷媒とするものをいう。）を使用した冷凍冷蔵機器等であって、同等の冷凍冷蔵能力を有するフロン類を冷媒として使用した冷凍冷蔵機器等と比較して使用時のエネルギー起源二酸化炭素の排出が少ないもの（実用化に至っていないと判断される機器は除く。）をいう。）の導入に伴い、既存の冷凍冷蔵機器等で冷媒としてフロン類を含むものを撤去する場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）」に基づき、都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に、フロン類を適切に引き渡す（回収させる）こと。 c 蒸気圧縮冷凍サイクル方式を採用した、次に掲げる省エネ型ノンフロン機器であること。 (a) 内蔵型ショーケース (b) 別置型ショーケース (c) 冷凍冷蔵用又は空調用チリングユニット (d) 冷凍冷蔵ユニット（車載用、船舶用又は輸送用を除く。） d cの機器については、原則自然冷媒を使用していること。 e 未使用品であること。 【遠隔監視技術】 a 一般社団法人日本冷凍空調工業会が作成する、業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン（JRA—GL17）に対応する技術であって、公社が本事業の対象として認めた技術であること。 b 冷凍空調機器のうち、ノンフロン機器（フロン類ではない自然冷媒（アンモニア、二酸化炭素、空気、水、炭化水素等を冷媒とするもの

	をいう。)を使用した機器)が実用化されていない機器に対して導入される技術であること。 c 過去に遠隔監視技術を導入した実績がない機器に対して、新たに導入される技術であり、1年以上継続して運用するものであること。
--	--

(タ) その他事業を実現する上で必要と認められる設備等

事業実施 主体	区市町村 民間事業者・個人
交付上限	a その他事業を実現する上で必要と認められる設備等の上限は 100,000,000 円とする。
交付要件	a 2050 年ゼロエミッション東京を実現するため、都内温室効果ガスを削減することに資する設備等であって、かつ、先進性が高く、将来的に都内の区市町村等へ拡がることが見込まれる有望な設備等として、次の(a)から(c)までの要件を全て満たすものであること。 (a) 先駆技術(AI等)の活用やスタートアップとの連携等、先進的な設備等であること。 (b) 他の区市町村等に波及効果をもたらすことが見込まれる設備等であること。 (c) 都との協議によって認められたもの。

(チ) 執行事務費

事業実施 主体	区市町村
交付上限	a 執行事業費の上限は100,000,000 円とする。
交付要件	【外注・委託費】 a 事業の執行に伴い必要な経費であること。 (a) 区市町村で直接実施することが困難又は適当でないものについて、外部の事業者等(大学・試験研究機関を含む)へ委託する場合に要する経費 (b) 専門家指導の受け入れに要する経費(外部(専門家)から指導・助言を受けたり、外部(専門家)に相談を行う場合に要する経費) (c) ニーズ調査(本事業の対象となる技術や製品等に係るニーズを把握するために、委託・外注により行う調査・分析に要する経費)や実現可能性調査等に要する経費 (d) 規格等の認証、登録に要する経費(成果物の事業化に必要不可欠

	な規格、認証の取得に要する経費) 【普及啓発等費】 a 都民向け説明会（研修・セミナー等）や普及啓実施の要する経費 【その他】 a 都との協議によって認められたもの。
--	--